

官報

號外

明治四十二年二月二十八日 日曜日

印刷局

○第二十五回 帝國議會 衆議院議事速記録第十三號

明治四十二年二月二十七日(土曜日)午後一時二十一分開議

議事日程 第十二號 明治四十二年二月二十七日

午後一時開議

第一 種痘法案(政府提出)

第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 砂鑛法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 登録稅法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 度量衡法改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 町村制中改正法律案(中村舜次郎君)

第一讀會

第七 關稅定率法輸入稅表中改正法律案(千田軍之助君)

第一讀會

第八 衆議院議員選舉法中改正法律案(花井卓藏君外一名)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第九 萬國癩豫防會議ヘ委員派遣ニ關スル建議案(山根正次君提出)

第十 稅制整理ニ關スル建議案(淺羽靖君外五名提出)

第一讀會

第十一 北海道拓殖政策確立ニ關スル建議案(小橋榮太郎君)

第一讀會

第十二 生絲検査所擴張ニ關スル建議案(佐藤虎次郎君)

第一讀會

第十三 鑛業獎勵ニ關スル建議案(宮古啓三郎君外九十二名提出)

第一讀會

第十四 鐵道改築及航路開始ニ關スル建議案(三浦覺一君)

第一讀會

○議長(長谷川純孝君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

北海道拓殖政策確立ニ關スル建議案

提出者 渡邊兵四郎君 橫田虎彦君 淺羽靖君

東武君 白石義郎君

生絲検査所擴張ニ關スル建議案

提出者 佐藤虎次郎君 堀谷左治郎君 清水峯太郎君

加藤政之助君 國山勇君 戸水寛人君

島田三郎君 三浦覺一君 江間俊一君

福田又一君 淺羽靖君

鑛業獎勵ニ關スル建議案

提出者 宮古啓三郎君 中村豐次郎君 肥田景之君

守屋此助君 古賀庸藏君 藏內治郎作君

松元剛吉君 矢島中君 三浦盛德君

戶狩權之助君 栗原亮一君 大井卜新君

板倉中君 三浦覺一君 橋本次六君

武滿義雄君 村井善四郎君 野田卯太郎君

的野半介君 植場平君 立川雲平君

高橋嘉太郎君 長晴登君 柏原左源太君

荻野芳藏君 鷺田士三郎君 福井三郎君

濱田國松君 松尾寅三君 米田穰君

高橋政右衛門君 木下吉之丞君 古森泰君

古野孫太郎君 熊本壽人君 長場龍太郎君

大內暢三君 佐藤貞雄君 藏原惟郭君

小山内鐵彌君 荒谷桂吉君 松野祐次郎君

添田飛雄太郎君 池田藤八郎君 山根正次君

加藤正英君 平島松尾君 富島暢夫君

水野正己君 飯田精一君 柵瀬軍之佐君

加治壽衛吉君 大熊三之助君 江間俊一君

福田又一君 豐增龍次郎君 高柳覺太郎君

丸山孝一郎君 高橋文質君 村田虎次郎君

齋藤宇一郎君 磯部保次君 鈴木久次郎君

八束可海君 藤井善助君 鈴木久五郎君

森田勇次郎君 倉光藤太君 岡崎佐次郎君

麥田宰三郎君 竹内清明君 大久保弁太郎君

藤代市之輔君 塚田啓太郎君 加藤政之助君

上埜安太郎君 綾部惣兵衛君 伊東祐賢君

森正君 笠川繼孝君 神保東作君

丹尾賴馬君 大津淳一郎君 渡邊修君

佐藤虎次郎君 松下一軍治君 竹内正志君

大船渡鐵道鑛業補給ニ關スル建議案

提出者 阿部德三郎君 高橋嘉太郎君 村上先君

三浦盛德君 佐竹作太郎君 齊藤圭次君

長谷川 豐吉君 上埜 安太郎君 荻野 芳藏君
森本 駿君 恆松 隆慶君 橫井 甚四郎君
古賀 庸藏君 植場 平君 神前 修三君
古賀 庸藏君 荒谷 桂吉君 景山 甚右衛門君
根津 嘉一郎君 守屋 此助君 加藤 政之助君
白井 哲夫君 安達 謙藏君 近江 谷榮次君
小野崎 耕夫君 加治 壽衛吉君 淺羽 靖君
鐵道建設ニ關スル建議案 鈴木 辰次郎君 小橋 榮太郎君
提出者 松浦 五兵衛君
園藝講習所設置ニ關スル建議案
提出者 長 晴登君 佐々木 鐵太郎君
提出者 柏原 左源太君 阿部 德三郎君
齋藤 二郎君

（左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス）
一 去ル二十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ
明治四十年年度豫備金支出ノ件外五件（承諾ヲ求ムル件）

森本 駿君 吉植 庄一郎君 阿部 孫左衛門君
翠川 鐵三君 大野 久次君 中村 啓次郎君
景山 甚右衛門君 小澤 愛次郎君 築山 和一君
中倉 萬次郎君 箕浦 勝人君 竹內 清明君
西能 源四郎君 竹內 正志君 肥田 景之君
高橋 政右衛門君 西村 丹治郎君 淺野 陽吉君
衆議院議員選舉法中改正法律案 戸狩 權之助君
鳩山 和夫君 小久保 喜七君 高橋 光威君
立川 雲平君 根本 正君 改野 耕三君
大橋 賴摸君 奧 繁三郎君 古野 孫太郎君
笠川 繼孝君 丹尾 賴馬君 池田 藤八郎君
東 武君 福田 又一君 齋藤 已三郎君
藤代 市之輔君 奧田 柳藏君 花井 卓藏君
關 直彦君 安東 敏之君
村田 虎次郎君 鈴木 力君
村松 恆一郎君 鈴水 力君

會計法中改正法律案 白石 義郎君 橫井 甚四郎君
宮古 啓三郎君 恆松 隆慶君 河野 郁太郎君
森本 駿君 武富 時敏君 水野 正己君
細川 義昌君 荒川 五郎君 千早 正次郎君
稻村 辰次郎君 小川 平吉君 加瀬 禎逸君
長場 龍太郎君 吉田 虎次郎君 望月 圭介君
森田 俊左久君 佐藤 虎次郎君
日露戰役個人救済ニ關スル建議案 吉田 虎次郎君

上埜 安太郎君 吉田 虎次郎君
福岡 精一君 望月 圭介君

古賀 庸藏君 伊藤 大八君 植場 平君
木下 謙次郎君 森田 勇次郎君 佐藤 貞雄君
橫田 虎彦君 山田 珠一君 清水 市太郎君
森田 俊左久君 淺野 陽吉君 金尾 稜嚴君
大阪臨港鐵道敷設ニ關スル建議案 天川 三藏君 有本 國藏君
菊池 侃二君 根岸 崑太郎君 佐々木 鐵太郎君
福井 準造君 德田 讓甫君 水間 此農夫君
古賀 庸藏君 鈴木 仙太郎君 澤來 太郎君
武田 貞之助君 守山 又三君 岩下 清周君
佐藤 庫喜君 石橋 爲之助君 藤澤 元造君
米田 穰君 長 晴登君 武滿 義雄君
憲政創設功勞者行賞ニ關スル建議案 阪本 彌一郎君 坂口 仁二郎君
橫井 時雄君 江間 俊一君 山口 熊野君
小澤 愛次郎君 高橋 嘉太郎君 伊東 祐賢君
松家 德二君 村松 龜一郎君 木村 格之輔君
印紙犯罪處罰法案 松尾 寅三君 花井 卓藏君

一 委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ
衆議院議員選舉法中改正法律案（根本正君外三名提出）委員長

委員長 鳩山 和夫君 理事 福田 又一君
根本 正君
安東 敏之君

會計法中改正法律案委員會

委員長 宮古 啓三郎君 理事 加瀬 禎逸君
河野 郁太郎君

日露戰役個人救済ニ關スル建議案委員會

委員長 古賀 庸藏君 理事 水田 謙次郎君
佐藤 虎次郎君

大阪臨港鐵道敷設ニ關スル建議案委員會

委員長 古賀 庸藏君 理事 福井 準造君
武田 貞之助君

憲政創設功勞者行賞ニ關スル建議案委員會

委員長 橫井 時雄君 理事 阪本 彌一郎君

○議長（長谷川純孝君） 古賀庸藏君ヨリ刑法中改正法律案外一件特別委員會
ヲ本會議ノ時間中ニ開キタイト云フ請求ガアリマス、許可シテ差支ナキヤ

（「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（長谷川純孝君） 差支ナケレバ許可スルコトニ致シマス、根本正君外三名提
出衆議院議員選舉法中改正法律案委員與田柳藏君病氣ノタメ辭任ノ申出アリ許
可シテ差支アリマセヌカ

（「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長(長谷場純孝君) 御差支ガナケレバ其補缺トシテ鈴木惣兵衛君ヲ指名シマス、刑法中改正法律案外一件委員山本佛二郎君病氣ノタメ辭任ノ申出ガアリマス、許可シテ差支アリマセカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ其補缺トシテ後井甚吉君ヲ指名シマス、是ヨリ會議ヲ開キマス、南米移民ニ關スル件、田川大吉郎君

○佐々木安五郎君 議事ノコトニ付テ、議長ニ御伺シタイコトガアリマス、議長ハ甲ノ理由ヲ以テ發言ヲ許サレタコトニ付テ、乙ノ理由ニ適ハザルガタメニ前發言ヲ御差止メニナルト云フ權利ヲ御持ニナルヤ否ヤト云フコトヲ、先ツ第一二伺ヒタイ

○議長(長谷場純孝君) 能ク分リマセカ

○佐々木安五郎君 ツレハ實例ヲ擧ゲテ申シマセウ

○議長(長谷場純孝君) 甲ノ理由ニ依ッテドウト云フノデスカ

○佐々木安五郎君 先日ノ私ノ問題ハ、議長ノ許ヲ得テ議會ノ體面ニ關スル件ニ付テ議長カラ議員ニ注意シテ貴ヒタイコトガアリマスガ、御許ガアルカドウカ、斯ウ云フ問デアリマス、然ルニ議長長谷場純孝君ハ、宜シウゴザイマス、佐々木君「斯ウ云フコトデアリマス、然ルニ私が演説ヲシマスル其中間ニ當テイロク」妨害ガアリマシタガ、其妨害ノアル中央ニ議長長谷場純孝君ハ、ハレタカト云フニ、「佐々木君ノ發言ハ議會整理ノ問題ト認メナイカラ發言ヲ差止メマス」ト斯ウゴザイマス、是ハ私ノ居ル處ハ大分田舎ノ方デアリマシテ、一日バカリ官報ヲ見マセヌデシタガ、其際ハ議長ガ喧騒ノタメニ議長ノ云フコトガ能ク聽エナカッタガ、今官報ニ依ッテ確カナトコロヲ見ルト私ノ發言ヲ求メタコロノ意味ハ議會ノ體面ニ關スルコトニ付テ議長ニ發言ヲ求メタノデアリマス、議長ハ議會ノ體面ニ關スルコトニ付テ發言ヲ御許シナシテ居リマス、然ルニ御差止ノ理由ガ何シデアルカト云フト、佐々木君ノ發言ハ議會整理ノ問題ト認メナイカラ發言ヲ差止メマス、斯ウナツテ居ル、是ハ甲ノ理由ヲ以テ發言ヲ求メタモノニ乙ノ理由ニ依ッテラナイカラト云フコトヲ以テ、發言ヲ御差止メニナツタモノト認メマス、ツレカラ立川クモヒラ君ガ言ハレテ居ルコトニ斯ウ云フコトガアリマス、議長ハ體面ニ關シテ議長ニ注意シテ貴ヒタイ——私ハ議會ノ體面ニ關スルコトニ付テ發言ヲ御許シナシテ居ラナイ、議會ノ體面ニ關スル件ニ付テ發言ノ許可ヲ得テ居ルノデアリマス、然ルニ立川君ノミナラズ其次ニハ武藤金吉君ガドウ云フコト云ウテ居ルカト云フト、佐々木君ハ少シ發狂ノ氣味ガアリマスカラ、醫者ニ見セタラドウデスカ「發狂ノ氣味ガアルナラバ、議員ノ被選資格ハ無イモノデアアル、發狂ノ氣味ガ無イカラ議員ニナツテ來テ居ル、之ヲ議長ガ御許シニナルト云フノハドウ云フ譯デアリマス、自分ノ黨派ナラバ許シ、他ノ黨派ナラバ正當ナル發言ノ權利ヲ得テ居ルモノノ不正當ニ差止メル權利ヲ持タルノデアリマスカドウカ、之ハ些々タルコトデアリマスガ、ナレドモ議事ノ例ヲ違スト云フコトニナリマス、後來非常ニ重大ノ結果ヲ及ボスノデアリマスカラ、惡例ヲ遺サシムルタメ念ノタメ一應議長ニ伺ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 議長ハ議會整理ノ問題ト心得テ、サウシテ發言ヲ差止ムルト云フコトヲ申シタノデゴザイマス、所ガ——先ツ御聽キナサイ、アナタハ其時モウ私ノ云フコトハ濟ミマシタト云フヤウナコトヲ申サレタ

○佐々木安五郎君 ツレハ議長ガ差止メラレタ前ノコトハ、議長ガ喧騒デ耳ニ入ラナイ……

○議長(長谷場純孝君) 先ツ御聽キナサイ

○佐々木安五郎君 仰シヤリナサイ(笑聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) ツレカラ武藤金吉君ノコトニ付テハ今改本彌一郎君カラノ發言ガゴザイマシテ、議長ハツレニ對シテ篤ト取調ベマス、云フコトヲ申シテ置キマシタ、而シテ今速記ニ疑義ノ點ガアリマスカラ、尙今取調中デアリマス、此取調ノ結果ハ必ズ議長ニ御報告ヲ致シマス

〔速記録ニ明カニアルデアリマセカト呼フ者アリ〕

○佐々木安五郎君 速記録ニアルトコロニ依リマス、議長ハ之ヲ御許シニナツタノデスカ

○議長(長谷場純孝君) 議長ハ其時發言ハ許シマセヌガ、併ナガラ速記録ニ痕跡ヲ留メテ居リマスカラ、其速記録ヲ今取調中デアリマス

〔速記録ニ明カニアルト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 速記者ガ二人居ルニ、一人ノ速記者ハ病氣ト書イテアリ、一人ノ速記者ハ發狂ノ氣味ト書イテアルカラ、ツレハ今根本カラ調査中デアリマス、田川大吉郎君

〔田川大吉郎君登壇〕

○田川大吉郎君 諸君、南米移民ニ對スル政府ノ方針態度ニ付キマシテ私ハ數日以前一片ノ質問書ヲ提出致シマシタ、本日ハ其大要ノ趣旨ヲ諸君ニ御披露申上ゲ且諸君ノ御贊同ヲ仰ギタイト存ジマス、質問ノ第一點ハ南米移民ニ對シテ政府ノ現ニ保持シテ居ラル、トコロ、態度方針所見如何、是ガ第一點デアリマス、元來南米ニ關シテハ既ニ政府ガ一定シタル方針態度ヲ有シテ居ラレマスナラバ、此間ヒツ起シマスルコトハ聊無禮ノ嫌モアル、少ナクトモ私ニ取ッテハ不明ノ誹ヲ負フベキ事柄デアリマス、然ルニモ拘ハラス私が敢テ此間ツ起シマシタル所以ノモノハ本月二日本院ニ於テ爲サレタル外務大臣ノ演説ニ胚胎致スノデアリマス、當時ノ演説ノ趣旨ハ諸君ノ明カニ御記憶ノ如ク、日露戰役ノ結果ト致シマシテ帝國ノ經營ヲ行フベキ地域ノ擴大ヲ見ルニ至リマシタルニ依ッテ政府ハ成ルベク我移民ヲ其方面ニ集中シタイトノ計畫ヲ持ッテ居ラレル、從ッテ加奈陀及合衆國ニ對シテ移民ヲ其方面ニ嚴重ニ制限シツ、アル、其餘ノ方面ニ向ッテハ成績ガ未ダ判明セザルガタメニ尙攷究中ニ屬シテ居ルト云フノ説明デアリマシタ、諸君、南米ニ對スル移民ハ南米ナル方面ハ多分外務大臣ノ言ハレタル調査未ダ終ラズ、尙攷究中ニアルト云フ地域ノ範圍ニアルノデアリマセウ、政府ハ南米ノ移民ニ對シテ調査未ダ終ラズ尙攷究中ニアルト稱スルニ拘ハラズ、現ニ政府ノ監督ヲ受ケツ、アルトコロノ會社ガ南米ニ向ッテ移民ヲ送リツ、アルノ理由如何、又既ニ移民ヲ送リツ、アリナガラ調査未ダ終ラズ尙攷究中ニアルト云フコトハ矛盾デナイカ、既ニ移民ヲ送リツ、アレバ政府ノ調査ハ終ッテ其方針ハ確定シタルモノト見ルベキ疑ガアル、或ハ調査未ダ終ラズ方針未ダ決セマケレドモ、試験ノタメニ移民ヲ南米ニ向ッテ送リツ、アルト云ハル、カ、果シテ然ラバ政府ハ前途有望ナル我帝國青年ノ運命ヲ試驗的ニ弄ビツ、アラレルノデアルカ、若シ然ラバ萬一失敗ノ場合ニ於キマシテハ其失敗ノ責任ヲ負フベキ十分ノ覺悟ト準備ヲ政府ハ有シテ居ラル、ヤ否ヤ、若シ十分ノ覺悟ト準備ヲ有シテ此移民ノ送遣ヲ承認ニナリツツアル、ナラバ、何故ニ今日ニ於テハ調査未ダ終ラズ尙攷究中ナリト云ハレルカ、斯ウ云フコトガ第一問ノ中ニ籠ルトコロノ私ノ質問ノ要旨デアリマス、續イテ第二點ニ付テノ意見ヲ申述ベマスガ、明治殖民會社ナルモノガアッテ、昨年九月二十六日六十六十四名ノ移民ヲ南米ニ送りマシタ、其中ノ六十二名ナルモノハ或ハ病ノタメニ、或ハ契約ノ相違ニ依ッテ上陸ヲ拒絶致シマシタメニ此方ニ送り還サレルト云フ實際ニ立至ツ、其六十二名ノ中一名ハ擊殺サレタト云フ噂ガアル、其二名ハ行衛ガ不明ニナリ

マシタ、其六名ハ歸來ル船中ニ於テ病死ヲ致シマシタ、横濱ニ辛ウシテ歸著イタル五十
三名ノ移民ハ中二十九名ナル者ハ重病ニ罹リテ現ニ病院ニアル、其中ノ三名ナル者ハ
既ニ病院ノ中テ死シタ、二十六名ノ者ガ現ニ病院ノ中ニアル、二十四、五名ノ者ガ
尙横濱ノ宿屋ニ呻吟致シテ居ル、サウシテ今日マデニ方針ガ既ニ決シテ歸國ヲ致シタ
ト云フ所ノモノハ僅ニ一名シカナイト云フコトヲ聞イテ居リマス、極メテ悲ムベキ又憤リ
ヲ發スベキコトノ事態デアリマスルガ、其出發ニ際シテ政府ノ取リタルコロノ注意如
何、其歸來ニ際シテ政府ノ與ヘタル處置如何、斯ウ云フコトガ質問ノ第一點ニナリマス、
此中ニ私ハ尙添ヘテ申上ゲテ置キタイ、移民ガアチラニ到着致シマシタル場合ニ於テ曩
キニ申シマシタル如ク契約ノ相違ノタメニ二十七名ノ移民ノ上陸ヲ肯ゼナイ、從テ移民
ト會社トノ間ニ稍々混雜ヲ生ジマシタル場合ニ於テ彼ノ地ニ在リタル名譽領事或ハ書記
生、ツレ等ノ官吏ハ其紛雜ニ對シテ之ヲ解決スベキ何等ノ手段ヲ取ツタカ、及現ニ歸國
參テ居リマスル者ニ對シテ本月十一日横濱ニ歸著致シテ今日ニ至ルマデ、既ニ二週間
ヲ經過致シテ居リマスガ、此間ニ於テ政府ノ取リタルコロノ處置方針如何、其多クノ
モノハ既ニ病ニ罹リテ或ハ病ニ倒レツ、アリマス、彼等ノタメニ彼等ノ前途ヲ祝福シテ万
斛ノ望ヲ懷イテ彼等ヲ送ツタル所ノ彼等ノ父母兄弟若クハ朋友ハ、今日ニ於キマシテハ
彼等ノ前途ヲ非常ナル痛心ヲ致シテ居リマス際デアリマスルガ、政府ハ其彼等ノ現狀ヲ
救出スガタメニ何等ノ方法ヲ取リツ、アリヤ、既ニ何事ヲナシタカ、現ニ何事ヲナシツ、ア
ルカ、將ニ何ヲ爲サントシツ、アルカ、而モ二週間ヲ經過シテ未ダ其決定ノ方針ヲ聞カナ
イト云フコトハ極メテ緩慢ナルカノ嫌ヲ懷キマスガ、政府ガ現ニ爲シツ、アラレモノ如何、
且ツ二十四名ナルモノハ「トラホーム」ノ患者ト認メラレテ送り還サレタノデアリマス、其出
發ニ際シマシテ政府ガ彼等ニ對シテ取ツタルコロノ處置如何ト云フコトモ此第二問ノ
中ニ含メテ御尋ネヲ致シタイ、第二ニハ既ニ移民ヲ送ルベキ先キヲ加奈陀ニ向テ自カラ制
限シ、北米合衆國ニ向テ自カラ制限シタル結果トシテ若シ南米ノ移民ヲ政府ノ適當
ナル方針トシテ之ヲ獎勵開導セラレ方針デアラナラバ、其南米ノ移民ニ向テハ從來ノ
移民ニ向テヨリモ更ニ一層周密ナル注意ヲ以テ適當ナル監督ヲ與ヘ且ツ大ナル望ヲ屬
シテ移民ヲ送ラル、ノデアリマセウガ、政府ハ現時ノ移民會社ヲ以テ其抱持セラレ方
針ノ翼賛ニ堪ヘルトナサレヤ、政府ガ現時ノ移民會社ヲ見ラレ所ノ態度方針如何、
斯ウ云フコトヲ第三點トシテ質問致シマス、又第四點ト致シマシタル前ニ述ベマシタル昨
年ノ九月ニ送ラレタル移民ノ失敗、其一部ノ移民ガ望ヲ遂ゲズシテ空シク歸來スルト
云フヤウナ此第二點ノ質問ノ踰越ガ南米移民ノ將來ニ及サントスル惡影響ニ付テ政府
ハ何等ノ其惡影響ヲ排除シ、更ニ移民ノ氣風ヲ策勵セントセラレトコロノ方針アリヤ是
ガ第四點デアリマス、第五點ハ海外ノ新聞紙ハ概シテ日本ノ移民ヲ以テ「苦力」ト稱シ
ツ、アリマス「苦力」ト云フ風ニ日本ノ移民ノコトヲ傳ヘテ居リマスガ政府ハ日本ノ移民
ヲ以テ「苦力」ト認メラレツ、アリヤ否ヤ、若シ之ヲ「苦力」ト認メラレヌナラバ「苦力」ト認
メラレテ非常ニ侮辱サレ度外ニ凌辱サレツ、アルトコロノ移民ノ狀態ニ向テ彼等ヲシ
テ適當ノ地位ト面目ヲ保全セシムベキ何等ノ手段ヲ取リツ、アリヤ否ヤ、モウ一ツ我政
府ヨリシテ海外ニ赴キマス移民ニ與ヘマス旅券ノ面ニハ、往々ニシテ無職業ト云フ文字
ガアル、旅券ト云フモノニ無職業ト云フ文字ヲ記入シテ旅券ヲ發給セラレタル場合ガアル、
海外ニ於キマシテ無職業ナル文字ハ或ハ無籍者デアラカノ如クニ解シマシテ、特ニ我
等ノ移民ニ對シテ侮辱屈辱ヲ逞クスル事實ガアルト云フコトヲ傳聞イテ居リマスガ、政
府ハ外人ノ誤解デアラガタメニ之ヲ冷淡ニ等閑ニ打捨テラレベキ理由ハナイト思フ、既ニ
此誤解ノ事實ガアル我移民ノ面目ニ不相當ナル凌辱ヲ受ケテ居ル場合ニ於テハ、之

ヲ矯救スルニ何等カ適當ノ手段ヲ講ゼラルベキ政府ノ義務ガアルト信ジマスガ、政府ハ
ツレガタメニ現ニ何等ノ手段ヲ取ラレツ、アリヤ否ヤ、是ガ第五點デアリマス、私ノ御尋
ヌベキ點ハ僅ニ第五點デアリマス、サウシテ大旨ハ既ニ盡キタと思フ、此事ハ單ニ南米
ニ至ッテ上陸ヲ果サズシテ歸來リマシタル六十二名ノ身ノ上ノ問題デアナイ、現ニ活殘
テ居リマス五十餘名ノ身ノ上ノ問題デアナイ、政府自身ガ南米ニ移民ヲ送ラウガ國策
ニ必要ノ機關トシテ獎勵スルニハ、其國策ニ直接ニ影響ヲ及ボスベキ重大ナ問題デアリ
マス、國ノ面ニモ關シ、榮辱ニモ關シ、國ノ威信ニモ消長ニモ關係スル大ナル問題デアリ
マス、從テ私ハ此場合ニ於テ他ノ問題モ勿論大切デアリマセウケレドモ現ニ横濱ノ客窓
ニ伸吟シ、又ハ病室ノ中ニ呻吟シテ居ル多數ノ移民ノタメニ適當ナル解決ヲ與ヘテ、國
民ノ感ヲ解キ、又將來移民ノ氣分ヲ沮喪セシメザラケノ注意ト目的トヲ以テ迅速ニ
且吾々ノ満足スベキ明カナル答辯ヲ此場合ニ於テ與ヘラレントコトヲ政府ニ向テ冀フノ
アリマス

(拍手起ル)

○議長(長谷場純孝君) 日程ノ第一、種痘法案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ヲ
省略致シマス

第一 種痘法案(政府提出)

第一讀會

種痘法

- 第一條 種痘ハ左ノ定期ニ於テ之ヲ行フヘシ但シ痘瘡ヲ經過シタル者ニ付
テハ此ノ限ニ在ラス
- 一 第一期 出生ヨリ翌年六月ニ至ル間但シ不善感ナルトキハ出生ノ翌
年十二月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ
- 二 第二期 數ハ歲十歲但シ不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ於
テ更ニ種痘ヲ行フヘシ
- 定期前二年以内ニ善感シタル種痘ハ前項ノ種痘ト看做ス
- 第二條 保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ
- 第三條 左ニ掲クル者ハ未成年ノ生徒、院生若ハ之ニ準スベキ者又ハ未成
年ノ寄寓者ヲシテ種痘ヲ受ケシメ又ハ其ノ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行
セシムヘシ
- 一 學校、育兒院又ハ之ニ準スベキ場所ノ校長、院長其ノ他首長
- 二 教育、監護又ハ保護ノ目的ヲ以テ人ヲ寄寓セシムル者
- 前項各號ニ掲クル者ノ法定代理人アルトキハ法定代理人ニ前項ノ規定ヲ
適用ス
- 第四條 新ニ保護者ト爲リ又ハ新ニ前條ノ關係ヲ生シタルトキハ種痘ヲ受
ケサルカ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル未成年者ヲシテ一月以内ニ種痘
ヲ受ケシメ又ハ其ノ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ
- 前項ノ期間内ニ其ノ手續ヲ爲シ難キ事由アルトキハ市町村長 區長ヲ以テ戸
以下ニ於テハ區長 二屆出ツヘシ
- 未成年者ヲ保護スル雇主ニ關シテハ其ノ之ヲ寄寓セシメサル場合ト雖前
二項ノ規定ヲ適用ス
- 前條第二項ノ規定ハ前第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第五條 市町村ハ種痘ヲ施行スヘシ

第六條 市町村長ハ種痘定期ニ在ル者ノ種痘期日ヲ指定スヘシ
第七條 疾病其ノ他ノ事故ニ因リテ市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケシムルコト能ハサル場合ニ於テハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ其ノ事由ヲ具シ市町村長ニ猶豫ヲ申請スルコトヲ得

前項ニ依リ種痘ヲ猶豫シタルトキハ市町村長ハ其ノ證ヲ交付スヘシ
第八條 市町村長ハ第一期種痘ヲ完了シ又ハ之ヲ要セサルニ至リタル者ヲ戸籍吏ニ通知シ戸籍吏ハ戸籍簿ノ欄外ニ符號ヲ以テ之ヲ記入スヘシ

前項ノ記入ニ關スル事務ニ付テハ戸籍法第五條ノ規定ヲ準用ス
第九條 市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケス其ノ他種痘ヲ怠リ又ハ之ヲ受ケタル證跡不明ナル未成年者アルトキハ市町村長ハ第二期日ヲ指定シテ種痘ヲ受ケシメ又ハ直ニ種痘ヲ行フヘシ

第十條 種痘ヲ怠リタル者定期外ニ種痘ヲ受ケタルトキハ第一條第二項ノ場合ヲ除ク外其ノ種痘ハ其ノ怠リタル定期種痘ト看做ス種痘ヲ受ケタル證跡不明ナル者定期外ニ種痘ヲ受ケタルトキ亦同シ

第二期ノ種痘ヲ受ケタル者ハ第一期ノ種痘ヲ了ハリタル者ト看做ス
第十一條 第五條ノ種痘ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ市町村長ノ指定シタル期日ニ於テ檢診ヲ受ケシムヘシ但其ノ期日ニ檢診ヲ受ケシムルコト能ハサル事由アルトキハ市町村長ニ届出ツヘシ

市町村長ハ前項ノ檢診ヲ經タル者ニ種痘證ヲ交付スヘシ
第十二條 醫師定期種痘ヲ施シタル者ヲ檢診シタルトキハ種痘證ヲ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ種痘證ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ十日以内ニ市町村長ニ届出ツヘシ
第十三條 醫師ハ其ノ診療ニ係ル痘瘡患者全治シタルトキ之ニ痘瘡經過證ヲ交付スヘシ

第十四條 當該吏員ノ請求アルトキハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ種痘證ヲ提示セシムヘシ但シ命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第十五條 小學校及之ニ類スル各種學校並幼稚園ニ於テハ卒業證書、修業證書又ハ保育證書ニ種痘ニ關スル事項ヲ記入スヘシ

前項ノ證書ハ種痘證ト同一ノ效力ヲ有ス
第十六條 地方長官ハ學校、育兒院、工場等ニシテ多數人ヲ集合セシメ又ハ之ヲ僱使シ若ハ之ヲ寄寓セシムルモノヲ指定シ其ノ費用ヲ以テ種痘ヲ施行セシムルコトヲ得

第十七條 地方長官ハ痘瘡豫防上必要ト認ムルトキハ種痘ヲ受クヘキ者ノ範圍及期日ヲ指定シテ臨時種痘ヲ命スルコトヲ得

臨時種痘ニ關シテハ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得
第十八條 醫師虛偽ノ種痘證ヲ交付シ又ハ檢診セシメテ種痘證ヲ交付シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 左ニ掲クル者ハ科料ニ處ス
一 第四條又ハ第十一條第一項ニ違反シタル者

二 保護者又ハ第三條ノ義務者ニシテ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ種痘ヲ受ケシメサル者

第二十條 第十二條、第十三條又ハ第十四條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第二十一條 官廳公署及官立公立ノ學校等ニ於テハ第三條第一項、第四條第二項乃至第三項及第十五條ノ規定ニ準シ其ノ措置ヲ爲スヘシ

第二十二條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戶主、戶主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ戶主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ

本法中市町村又ハ市町村長トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ該當ス

附則
本法ハ明治四十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

種痘規則ハ之ヲ廢止ス
本法施行前數ハ歲七歲以前ニ種痘ヲ受ケタル者又ハ種痘ヲ受ケタルモ其ノ時期不明ナル者ハ本法ニ依ル第一期ノ種痘、數ハ歲八歲以後ニ種痘ヲ受ケタル者ハ第二期ノ種痘ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行前第一條第一項ノ種痘定期ヲ經過シタル未成年者ニ付テハ第四條ノ規定ハ生來種痘ヲ受ケサルカ又ハ之ヲ受ケタル證跡不明ナル者ニ關シテ之ヲ適用ス

(政府委員窪田靜太郎君登壇)
○政府委員(窪田靜太郎君) 私カラ本案ノ大體ノ趣意ヲ一言申上ゲマス、現行ノ種痘規則ハ明治十三年ノ制定ニ係リマシテ不備ノ點ガ頗ル多クデゴザイマス、ソレレ今回ソレヲ改正致シマシテ第一ニハ此兒童ノ種痘ヲスベキ年齡ヲ一定シマシテ、即チ此種痘時期ヲ明瞭ニ致シマシテ云フ積リデゴザイマス、ソレカラ兒童ヲシテ種痘ヲサセシムベキ義務者ヲ明カニ定メルコトニ致シマシタノデゴザイマス、即チ兒童ノ親權者或ハ後見人、戶主等ノモノニ付テ一定ノ保護者ヲ定メマシテ、之ニ兒童ニ種痘ヲセシムルコトノ義務ヲ負ハセル積リデゴザイマス、尙其足ラザル所ハ學校ノ校長或ハ育兒院ノ院長ト云フヤウナモノニ責任ヲ負ハシタイコトニ致シタイノデゴザイマス、其外種痘ヲ怠テ居ル者ガゴザイマシタルトキニ、此種痘ヲ怠テ居ルト否トヲ明カニスルコトノ方法ヲ設ケ、其怠タ者ニ對シテ種痘ヲ履行致シテ往クコロノ方法ヲ定メマシタノデゴザイマス、其外種痘ナ點ニ互リマシテ不足ナ處ヲ補ヒマス積リテ、今回本案ヲ提出致シマシタノデゴザイマス、大體ハ是デケ申上ゲテ置キマス、ドウゾ宜シク御贊同ヲ願ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 外ニ御質疑ガナイト認メマスカラ、議事日程第二、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ移リマス

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
○大岡育造君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セシムルコトヲ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 大岡君ノ動議、本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、其通り決シマス、議事日程ノ第三第四ハ同一委員ニ付託セラレテアリマスガ、委員長ヨリ文字修正其他ノタメ、今日ノ

官報號外 明治四十二年二月二十七日 衆議院議事速記録第十三號 種痘法案第一讀會 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 二三七

議事ヲ延期サレタイト云フ申出ガゴザイマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、議事日程ノ第三第四ハ延期スルコトニ決シマス。議事日程第五、度量衡法改正法律案、政府提出貴族院送付、第一讀會ノ續、特別委員長報告 中村啓次郎君

第五 度量衡法改正法律案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

(中村啓次郎君登壇)

○中村啓次郎君 御報告ヲ致シマス、度量衡法改正法律案ノ委員會ハ前後二回開キマシタ、政府提出ノ理由ハ先日農商務大臣カラ御説明モアリマシタシ、會議録ヲ御覽ニ入置キマシタカラ詳細ノコトハ省キマシテ、極ク大要ケテ摘申シマスレバ、ツマリ度量衡ノ單位ト云フモノヲ少クシテ、サウシテ取締ル範圍ヲ廣クスルト云フコトガ、此法律案ノ主要ナル點アリマス、ツマリ帝國ガ度量衡萬國會議ニ加盟致シテ居リマスノデ、成ルベク此「メートル」條約ニ依リタイト云フ此理想ヲ行ヒマスルメニ法律ノ上デハ鯨尺ヲ除キマシテ之ヲ勅令ニ入レル、所デ日本ノ取引貿易ハ重ニ英吉利、亞米利加ニ最モ深イ關係ヲ持テ居リマスカラ「ヤード」「ポンド」式ヲ取締ルコトニ致シテナイト、甚ダ迷惑デアルト云フ點カラ、此「ヤード」「ポンド」トヤハリ勅令デ取締ルト云フコトニ致シタノデゴザイマス、先ツサウ云フモノガ重ナルモノデ、其他ハ取締ル方法ニ關スル規定ヲ設ケタニ過ギナイノデアリマス、ツレカラ委員會ニ於テノ質問及意見ノ重ナルモノハ瓦斯「メートル」ガノ電氣「メートル」、若クハ水道「メートル」ト云フヤウナモノヲ檢定スルノデアルカドウカト云フコトニ對シマシテハ、何分澤山金ガ掛ルコトデアルカラ今日ニ於テハ取締ハ得ラレナイノデアル、取締ハスルガ、檢定ハシ得ナイノデアル、斯ウ云フノデアリマスガ、内地デモ是等ノ製造ヲ獎勵スルメニ成ルベク輸入品ニ對シテ檢定ヲシテ貫ヒタイト云フ意見ガアルノデゴザイマス、ツレカラ法律問題ト致シマシテ第十條ノ三項ハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用スルノガ當リ前デアルヤウニ思ハレルガ、併ナガラ今日ツレヲ修正シテ兩院協議會ヲ開クニモ及ブマイト思フガ、併シ成ルベク臨檢査差押等ニ從事スル行政官ガ餘リ無理ナコトヲシテ人民ニ迷惑ヲ掛ケルコトノナイヤウニ相當ニ注意ヲシ、監督ヲシテ貫ヒタイ、斯ウ云フ意見ヲ附シテ置イタノデアリマス、右様ニ致シマシテ結局全會一致ヲ以テ可決致シマシタノデ、以上經過及結果ヲ御報告致シマス、ドウカ可決ニナルヤウ願ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトヲ議題ト致シマス、委員長報告通リ

○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定セラレンコトヲ望ミマス、委員長報告通リ

○議長(長谷場純孝君) 直チニ二讀會ヲ開クト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、直ニ二讀會ヲ開クトニ決シマス——直チニ二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

度量衡法改正法律案 第二讀會

○恆松隆慶君 一讀會ニ於テ二讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 恆松君動議ノ通り即チ二讀會ヲ省略シ二讀會ニ於テ確

定スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

度量衡法改正法律案 確定議

○議長(長谷場純孝君) 恆松君動議ノ如ク、委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、委員長報告通リ決シマス、本案ハ是ニテ確定致シマス——此場合ニ御諮リ致シマス、決算委員第四分科會ヲ本會議ノ時間中ニ開キタイト云フ決算委員濱田國松君ヨリ請求ガアリマス、許可シテ御差支ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御差支ガナイト認メマスカラ、許スコトニ決シマス——日程第六、町村制中改正法律案、中村舜次郎君外二名提出第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス——中村舜次郎君

第六 町村制中改正法律案(中村舜次郎君外二名提出) 第一讀會

町村制中左ノ通改正ス
第四條第二項以下ヲ左ノ如ク改ム
町村ノ境界ヲ變更シ又ハ所屬未定地ヲ町村ニ編入スルトキモ亦前項ト同

本條ノ處分ニ付其町村ノ財產處分ヲ要スルトキハ縣參事會之ヲ議決スヘシ其議決ニ不服アル町村ハ訴願及訴訟ヲ爲スコトヲ得
第七條第二項中「一戸ヲ構ヘ」ヲ削リ次ニ左ノ二項ヲ加フ
家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ハ其財產ニ付被相續人ノ納稅ヲ以テ其者ノ納稅ト看做ス

町村公民ノ要件中其年限ニ關スルモノハ町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲メ中斷セララル、コトナシ
第八條第二項第五號ヲ左ノ如ク改ム
五 四年以上名譽職町村吏員町村會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同

同條第三項中「二年以上六年以下」ヲ「一年以上四年以下」ニ「八分一乃至四分一」ヲ「十分一以上四分一以下」ニ改ム
第九條 町村公民ニシテ第七條ニ掲ケタル要件ノ一ヲ失フトキハ其公民權ヲ失フ

町村公民タル者公權停止中又ハ租稅滯納處分中ハ其公民權ヲ停止ス家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄又懲役若クハ禁錮ニ處セラレ滿期後四年ヲ經過セサル者及禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ町村ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス現役以外ノ兵役ニ在ル者ニシテ戰時又ハ時變ニ際シ召集セラレタルトキモ亦同シ

第十三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
一級選舉人ノ數五名ニ滿タサルトキハ納稅額ノ最多キ者五名ヲ以テ一級トス

第十五條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

町村ノ爲メ工事ノ請負物件其他供給ノ契約又ハ金錢出納ノ取扱ヲ爲ス者及同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ役員ハ其町村ニ於テ被選舉權ヲ有セス

第十六條中「六年トシ毎二年」ヲ「四年トシ毎二年」ニ改ム

第十八條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
選舉人ノ名簿ヲ修正シタルトキハ町村長ハ直ニ其要領ヲ告示ス可シ

第二十二條第一項ヲ左ノ如ク改ム
選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

同條第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ
投票ハ一人一票ニ限ル
投票ニハ被選舉人一名ノ氏名ヲ記シ封緘ノ上選舉人自ラ掛長ニ差出ス可シ但選舉人ノ氏名ハ投票ニ記入スルコトヲ得ス

第二十三條第一項ヲ削ル

同條第二項第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
一ノ二 一投票中二名以上ノ被選舉人ヲ記載スルモノ

第二十九條第三項ヲ左ノ如ク改ム
選舉ノ規定ニ違背スルコトアルトキハ其選舉ノ結果ニ異動ヲ生スル場合ニ限り其級ノ選舉ヲ取消シ若クハ投票ヲ無効トシ更ニ選舉ヲ行ハシム可シ

第九十四條 納稅者ノ町村外ニ於テ所有又ハ使用若クハ占有スル土地家屋物件若クハ其收入又ハ營業所ヲ定メタル營業者クハ其收入ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

敷市町村ニ涉リ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ且其營業又ハ其收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メサル者ニ對シ關係市町村ニ於テ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ其市町村長府縣知事ノ認可ヲ得テ之ヲ定ムヘシ但他府縣ニ涉ルトキハ內務大臣ノ認可ヲ得可キモノトス

住居滞在敷市町村ニ涉ル者ノ收入ニ對シ町村稅ヲ賦課セントスルトキハ其收入ヲ關係市町村ニ平分シ其一部ニノミ賦課ス可シ但土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生スル收入ハ此限ニ在ラス

第二項第三項ノ處分ニ付異議アル市町村長ハ訴願及訴訟ヲ爲スコトヲ得

第九十五條 削除

第一百四條 夫役現品其他町村稅ノ賦課及使用料手数料加入金ノ徵收ニ付異議アルモノハ徵稅令書又ハ徵收告知書ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ町村長ニ訴願スルコトヲ得

町村有ノ財產又ハ營造物ヲ使用スルノ權利ヲ障害セラレタリトスル者ハ其之ヲ知タル日ヨリ二十一日以内ニ町村長ニ訴願スルコトヲ得但民法上ノ權利ニ係ルモノハ此限ニ在ラス

前項ノ訴願ハ町村長之ヲ裁決スヘシ其裁決ニ不服アル者ハ郡參事會ニ訴願シ其參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其參事會ノ裁決

ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第五百條 削除

(中村舜次郎君登壇)

○中村舜次郎君 本員等ハ不束ヲ願ミズシテ町村制中ノ或ル條項ヲ改正致シ、又法律ガ制定當時ニ豫想セザリシ事柄ニ付キマシテ二三補充セント致シテ本案ヲ提出致シマシタノデス、本案ノ中味ハ前年政府ニ於ケレマシテ町村制ノ全部ノ改正案ヲ提出サレマシテ當院ニ於キマシテハ可決ニナリマシテ貴族院ニ回リマシタガ、不幸ニ致シテ法律トナツテ發布セラレナイデシマシマシタ、其條項中ニ付キマシテ最モ必要ト感ジマシタ點ヲ舉ゲマシタコトデゴザイマシテ、一、此中味ニ付テ申上ケマスルノモ貴重ノ時間ヲ費シ且ツ私ノ不辯ナル言ヲ以テマシテ申上ケマセズトモ滿場ノ各位ハ學識兼備ノ御方デゴザイマスルカラ、即チ書類ニ就テ十分御了解ニテアルコト、信ジマスルノデワレデ、一、事項ニ就テ申上ケルコトハ今日ハ略シマシテ、イブレ又御質問デモゴザイマス方ニ付テハ申上ケルコトニ致シマシテ壇ヲ降りマス、何卒國家社會ノためニ十分御審議アラシコトヲ希ヒマス(拍手起ル)

○荒川五郎君 チョット御尋致シマスガ、本案ハ町村制ノ改正案ノミデ、市制ノ改正案ヲ御提出ニナツテ居リマセヌガ、市制ト町村制トハ互ニ同ジモノデアッテ或ル特別ガ市制ニナツテ居ルノデアル、然ルニ町村制ノミヲ改正シテ、市制ノ方ハ改正シナクテモ差支ナイト云フ提案者ノ意見デアリマセウカ、即チ御改正ノ箇條中特別ノ點ニ付テ云ヘバ、一、戸ヲ構ヘルコトヲ必要トシナイ、或ハ町村ノ境界ヲ變更スルニハ訴願訴訟ヲ許スト云フヤウナコトハ、市ニ於テハ之ヲ許ス必要ガナイ、市ニ於テハ一戸ヲ構ヘルコトガ必要デアルト云フヤウナ意見デ、町村制ノミヲ御出シナツタノデアリマスガ、町村制ヲ改正スレバ同時ニ必ズ市制ノ改正モ伴フテ出ナケレバナラヌモノト信ジマスルガ、提出者ノ御意見ハ如何デスカ

○中村舜次郎君 自席デ御答致シマス、町村制市制ハ御案内ノ如ク過ル明治二十一年ノ制定發布デゴザイマス、我邦ニ於キマシテハ初メテノ法律デゴザイマシテ、此法律ニ依ツテ我ガ市町村制ノ自治獨立ト云フコトヲ認メラレタ、實ニ貴重ナ法律デアリマス、之ヲ改正スルト云フハ隨分大膽ナコトデ既ニ、先年政府ニ於ケレマシテモ全部ノ改正案ヲ提出セラレマシタコトデゴザイマス、私ノ一個ノ意見カラ申シマスル、市制モ町村制モ全部改正ヲ望ムノデゴザイマスガ、餘リ大膽過ギルト考ヘマスカラ私ハ最モ必要ヲ感ジ、最モ直接多クノ關係ノ町村制ノミヲ今議會ニ提出致シタノデゴザイマス、決シテ市制ヲ願ミナイト云フ譯デモゴザイマセヌ、又町村制ニモ改正スル點々ハ澤山アラウト信ジテ居リマスルガ、先ツ私ガ感ジマシタコトコラケテ取ツテ本案ト致シタノデゴザイマス、御了承アラシコトヲ……

○恆松隆慶君 本案ハ十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス、議長指名

○議長(長谷場純孝君) 唯今恆松君ノ動議ノ如ク本案ヲ議長指名ノ委員十八名ニ付託スルト云フコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ其通決シマス、——日程第七、

モノハナイカト考ヘマス、又戦後ノ始末ヲ遂ゲテ以テ國家ノ變動ヲ圖ルト云フコトハ現桂内閣ノ責任ナリト認ムルノデゴザイマス、蓋シ此國家ノ大事變ニ際シテ始メテ爲シテ終リテ美クスルト云フコトハ政治家ノ責任ニシテ、又政治上ノ德義デゴザイマセウ、殊ニ手腕アル政治家ノ如キハ奮ツテ以テ當ルトコロト信ズルノデアリマス、(桂ハムツカシサウデゴザル)ト呼フ者アリ、今ヤ公債ノ整理ノ政策ハ稍成リマシタガ、税制ノ整理ト云フコトヲ見ザルハ蓋シ片輪ノ感ガゴザイマス、甚ダ吾々遺憾ト致ス所デゴザイマス、目下此社會ノ不景氣ヲ段々見マス、實ニ甚ダシク月ヲ逐ウテ不景氣ニナツテ來リマシテ、從ツテ此惡稅ヲ付キマシテノ困難ト云フコトノ聲ガ益々高ク聞エテ參リマシタ、デ稅制ヲ整理シテ惡稅ヲ改廢シ偏重偏輕ノ弊ヲ矯メ、或ハ煩雜ナル手續ヲ簡易ニスルト云フコトハ獨リ内閣ノ責任ノミナラズ議會ノ責任アルト心得マス、想フニ現今ニ於テ其不景氣ノ此甚シトキニ對シテ不完全ナル稅制ヲ存在シテ、サウシテ其徵稅ノ目的ヲ達セントスルトキニハ非常ナル干涉ヲ用非以テ之ヲ責メナケレバ決シテ徵稅ノ目的ヲ達セラレヌト考ヘマス、徵稅ノ目的ヲ達セントスレバ良民之ニ苦ミ、國力疲弊致スト云フコトハ申上ゲルマデモナイコト、考ヘマス、諸君ハ御承知ノ通り議會ハ曩ニ此戰時稅ノ繼續セントスルニ際シマシテ稅制ノ整理ヲ政府ニ要求シタノデアリマス、是ニ於テ二十四議會ニ於テ政府ハ各稅ノ改廢ノ案ヲ立テ、以テ議會ニ提出シタノデアリマス、是ハ諸君モ御承知ノ通り、然ルニ當時地租條例中ノ改正案ト市街宅地稅ノ修正案ト二件ヲ撤回サレマシテ、其他ノ件ハ即チ政府原案ハ委員會ニ之ヲ否決シ、本會ニ於テモ全會一致ヲ以テ政府ヨリ提出シタ稅制整理案ヲ否決シタノデアリマス、其理由ト意味ヲ茲ニ申上ゲテ見マスルナラバ、第一ニ其研究調査ノ餘地アリト認ムルヲ以テ他日ニ讓ル、今日ハ之ヲ否決スルト云フコトデアツタ、其次ニハ整理ハ元來本院ノ希望ナルモ三稅ノ存續セルヲ以テ當初ノ希望ニ副ハヌト云フコトノ理由デアツタ、又整理案ハ姑息ノニシテ根本ノ整理ニアラザルヲ以テ反對スルト云フ理由ヲ以テ原案ヲ否決シ、更ニ政府ニ對シテハ速ニ廟議ヲ盡サレンコトヲ望ムト云フ次第デアツタノデアリマス、是ハ諸君モ既ニ御承知ノ次第デアリマスガ、斯様な理由ニ於テ整理案ト云フモノハ全會一致ヲ以テ二十四議會ニ否決サレタノデアリマス、斯様ナドウモ次第デアリマスカラ議會ハ今日ニ於テ之ヲ等閑ニ附スルト云フコトハ吾々ノ責任トシテ濟マヌ次第デゴザイマス、故ニ議會ハ大ニ之ガ整理ト云フモノニ向ツテ政府ニ催促ヲシナケレバナラヌト考ヘマス、又政府ニ於テモ速ニ此整理ヲ遂行スルト云フコトハ責任デアラウト思ヒマス、若シ然ラズシテ之ヲ等閑ニ附シ去ツタナラバ議會ニ於テモ政府ニ於テモ上下ニ對シテ其責任ヲ全クセザルノ甚シキモノデ無イカト認メマス、是レ本案ヲ提出致シマシタ次第デゴザイマス、願クバ御審査ヲ慎重ニ願ヒタイト考ヘル拍手起ル)チヨット御斷リ申シマスガ、此案ハ活版ガ違ヒマシテ「亦」ト云フ「モ」マタ「ガ」他「ノ」又「ニ」ナツテ居リマスカラチヨット

○高木正年君 私ハ此場合反對ノ意志ヲ表明シマス
○議長(長谷場純孝君) 高木正年君

(高木正年君登壇)

○高木正年君 唯今友愛ナル淺羽靖君ノ提案ニナリマシタ稅制整理ノ建議案ニ付テハ、遺憾ナカラ私ハ反對ノ意思ヲ表示セバナラヌノデアリマス、元來此稅制整理ト云

フコトハ名ニ於テ頗ル美デアリマスガ、事實ニ於テハ最モ國民ニ對シテ不忠ナル案ト謂ハネバ成ラヌノデアリマス、何トナレバ既ニ内閣ニ於テモ稅制整理ノ名ノ下ニ彼ノ惡稅ノ如キモノハ從來其廢止ヲ延期セラレタノデアリマセヌカ、動モスレバ稅制整理ヲ唱ヘラル、方々ノ言葉ノ中ニハ今日ノ惡稅ヲ廢止若クバ之ヲ改メントスルニモ、財源ガナイデハナイカト云フコトハ大體稅制整理ヲスル者ノ議論ノ元デアルト私ハ信ズルノデアリマス、サリナガラ畢竟スルニ財政整理ト云フモノハ苟モ政治ノ局ニ當ル人、其人ノ手腕如何ニ依ツテナシ得ラル、モノデアリマス、例ヘバ本年ノ豫算ニ於テ此政府ガ表示セラレタ公債整理ノ如キモ飽迄財源ガアツテナシタノデナイ、三千七百万ヲ五千八百万ニナスベシト云フ一ノ頭ガアレバ、之ニ依ツテ六年計畫ガ十一年計畫ニ繰延ベルコトモ出來ルノデアル、財政整理ヲ爲サントスレバ稅制整理ヲナサナケレバナラヌ、稅制整理ヲナサントスレバ、先ツ惡シキ稅ヲ取除ケルト云フコトガ第一ノ手段デアリマス、徒ラニ案ヲ具ヘ稅制整理ノ名ノ下ニ財政整理ヲスルコトヲ忘ルト云フ如キハ、最モ本員ノ取ラザル所デアリマス、斯ノ如キ問題ハ先ツ第一ニ財政整理ヲ先キニシテ惡稅ヲ廢シタ後、徐ロニ稅制整理ヲ講ズルモ少シモ遲カラヌト思ヒマスガ故ニ、茲ニ簡單ニ反對ノ意見ヲ表示スル所以デゴザイマス

○恆松隆慶君 本案ニハ反對說モ起ツテ居リマスガ、私ハ先決問題トシテ該案ヲ委員付託ト致シマシテ特別委員——三稅法案ノ委員會ニ付託シテ、其委員ニ付託セラレシコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○西村丹治郎君 唯今恆松君カラ本案ヲ曩ノ三稅廢止ノ同一委員ニ付託スルト云フ動議ガ出マシタガ、私ハ之ニ反對デアリマス、誠ニ恆松君ハ羊頭ヲ掲ゲテ狗肉ヲ賣ルト一般デ、三稅廢止ト此稅制整理ト一ノ麗ハシキ名ノ下ニ葬ラントスルヤウナ狡猾ナル御意見デアルト思ヒマス、併ナガラ一方ハ建議案、一方ハ法律案デアリマスカラ特別委員會ニ付託セラレンコトヲ希望シマス

(「贊成々々」ト云フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 採決シマス、即チ說ガ三ツニ岐レマシタ、西村丹治郎君ノ特別委員ニ付託スルト云フ意見ト、ツレカラ恆松君ノ特別委員ハ非常特別稅廢止法律案ト同一ノ委員ニ付託スルト云フ說ト、ツレカラ高木正年君ノ反對ノ意見デアリマス、先ツ西村君ノ說ヨリ採決致シマス、採決スルニ當ツテハ西村君ニ確定テ置キマス、委員ノ數ト、ツレカラ選舉ノ方法ハ……

○西村丹治郎君 委員ノ數ハ二十七名トナシ、而シテ議長指名

○議長(長谷場純孝君) 本建議案ハ議長指名ノ二十七名ノ委員ニ付託スルト云フコトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(長谷場純孝君) 少數デアリマス、恆松君ノ動議、本案ハ曩ニ本院ニ於テ付託サレタアルトコロノ非常特別稅廢止法律案ト同一ノ委員ニ付託スルト云フ說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(長谷場純孝君) 多數デス、即チ恆松君ノ動議ニ決定致シマス、日程第十

一、北海道拓殖政策確立ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス——提出者東武君

第十一 北海道拓殖政策確立ニ關スル建議案(小橋榮太郎君 外五名提出)

北海道拓殖政策確立ニ關スル建議案

開拓草創以來四十有餘年近時拓殖ノ進歩漸ク旺ナリト雖是ヲ全般ヨリ觀察スルトキハ其ノ道程未タ五分ノ一二過キス進テ之カ開發ヲ助長シ大ニ拓殖ノ效果ヲ收メトセハ前途尙頗ル遼遠ノ憾アリ願レハ内閣及歷代ノ長官其ノ人ヲ更ユル毎ニ拓殖ノ方針ハ常ニ動搖シテ更ニ一定不變ノ政策ノ見ルヘキモノナシ然ルニ本道ノ拓殖ハ時ノ開拓使長官ニ下シ賜ヘル詔勅ニ炳カナルカ如ク皇威隆替ノ係ル所ニシテ至重ノ急務ナルハ勿論利源開發上國家一日モ之ヲ緩ニスヘカラサルモノアリ此ヲ以テ今後少クモ十二箇年ヲ期シ凡拓殖ニ必要ナル事業ヲ完成スルカ爲本道ノ總收入ヲ擧ケテ本道ノ總支出ニ宛テ其ノ餘剩金ヲ基礎トシテ諸般拓殖上必要ノ費途ニ供シ以テ之カ經營ノ根本政策ヲ確立セムコトヲ望ム

(東武君登壇)

○東武君 此建議案ニ付キマシテ私が提出ノ理由ヲ述ベルコトニナリマシタノデアリマスガ、本案ハ政黨政派ニ何等ノ關係ヲ持タセストコロノ問題デアリマシテ、北海道ノ六人ノ代議士ガ各派聯合致シマシテ協議ニ協議ヲ重ネタ結果、本案ヲ提出スルコトニナッタ次第デアリマスガ、此帝國ノ議會ニ於キマシテハ北海道ト云フ問題ハ極ク一部ノ問題ニ屬スルカ知リマセスケレドモ、北海道全體ノ上カラ申シマス此案ハ非常ニ貴重ナルトコロノ案ト考ヘルノデアリマス、甚ダ貴重ナル時間ヲ長ク費スコトハ本員ハ深ク慎重ナケレバナラヌコトデアリマスガ、暫時御清聽ヲ願ヒタイト思ウテ居リマス、戰後ノ經營ニ於キマシテ何が一番急務デアリマスルカト申シマスニ云フト、私共ノ考ニハイロ／＼ノ仕事ガアルデアリマセウ、戰後經營ト云フコトノ名ハ隨分古イトコロノ問題デアリマスケレドモ、今尙極メテ新シキ問題ニ屬シテ居ルト考ヘル、此日露、日清兩役ヲ經マシテ我日本ガツレ／＼幾多ノ大戦ヲ經過致シマシテ、サウシテ今日マデ來ッテ而シテ其大戦ニ於テハ幾多ノ犠牲ヲ拂ッタノデアリマス、其犠牲ヲ拂ッテ贏チ得タルモノハ何デアアルカト申シマス、二十幾億萬ノ國債ヲ負擔致シマシテ、サウシテ幾十萬ノ壯丁ヲ殺シタト云フ結果ニ屬シテ居ルノデアリマスカラ、此戰後經營ニ於テ何が一番急務デアアルカト申シマシタラバ、免ニモ角ニモ日本ノ國力ヲ増進シテ國ノ富力ヲ増進スルコト云フコトヨリ外ニ私ハ策ハナイト思フテ居リマス(拍手起ル)而シテ此北海道ト云フモノガ帝國ノ國力ヲ増進シ、國ノ富力ヲ充實シテ、所謂國本培養ノ上ニ於テ如何ニ重要ナル地位ヲ占メテ居ルカト云フコトニ付キマシテ、聊私ガ申上ゲタイト考ヘテ居ルノデアリマス、諸君、御存知ノ如ク北海道ハ目下耕地ノ上ニ於キマシテハ實ニ僅ニ四十萬町歩ト云フ地積シカマデ起キテ居リマセケレドモ、全體ノ北海道ノ總テノ耕地ノ面積カラ申シマス云フト、耕地ノ面積ハ二百萬町歩ト稱シテ居ルノデアリマス、耕作適地ガ二百萬町歩アルト稱

シテ居リマス、而シテ今僅ニ開ケテ居ル地面ハ四十萬町歩ヨリ開ケテ居リマセウ、ソレカラ人口ノ上カラ申シマス北海道ノ人口ハ現在ニ於キマシテ百二十萬ノ人口デアリマス、チヨット百三十萬人バカリニナッテ居リマスガ、北海道ニドレ丈ノ人口ヲ移スコトガ出來ルカト申シマス、奥羽六縣丈ノ人口ヲ北海道ニ移スコトガ出來ルト申シマシタラバ、北海道ニハ少ナクテモ八百萬人以上ノ人口ヲ優ニ包容スル丈ノ地積ヲ有テ居ルノデアリマス、其點カラ申シマシテモ北海道ノ人口ハ今尙極メテ稀薄ナル、今後益々拓殖ノ實ヲ進メナケレバナラヌコトハ深ク申サヌデモ分ッテ居ルコト、思ヒマス、ソレカラシテ北海道ノ人口ノ上カラ申シマシテモ、面積ノ上カラ申シマシテモ、左様ナ譯デアリマスガ、實ハ北海道ノ實際ノ内容ト其實質ニ於キマシテ餘リニ天下ニ隱レテ居ルノデアリマス、北海道ノ富源ト云フコトハ以前カラシテ北海道ハ一ノ寶庫デアアル、帝國ノ寶庫デアアル、北門ノ寶庫デアアルト云フコトヲ言ハレテ居ルノデアリマス、其寶庫タリ富源タルコトハ今尙決シテ詐リデナイノデアアル、富源ハ十分北海道ニハ持ッテ居ルノデアリマス、ソレ等ノコトニ付テ詳シイコトヲ申シマス非常ニ長クナリマスカラ、是ハ委員會ニ於テ更ニ申述ベルト致シマスノデアリマスガ、日本ニ於キマシテ自今人口ガ非常ニ過剩致シマシテ、年々五十萬人以上ノ人口ガ日本ニハ増殖シテ居リマス、此増殖シテ居ルト云フコトハ日本ノ國運ノ上ニ於テ極メテ祝スベキコトデアリマスケレドモ、暫ク今ノ狀態ニ於テ放任ヲ致シテ置キマシタナラバ、日本帝國ノ人口ハ内ニ過剩ヲ告ゲテソレ丈ノ生産ガ擧ラズ、ソレ丈ノ仕事ガナクシテ、何トカ其人口ノ排泄ノ途ヲ講ジナケレバナラヌト云フコトハ、日本殖民政策ノ第一ノ要義ト思ヒマス、南米ノ航路ヲ德意致シマス、或ハ外務大臣小村伯爵ハ日本ノ殖民政策ハ滿韓ニ向ッテ注入スルコトヲ申シテ居リマスガ、是ハ決シテ我日本ノ移民ヲ滿韓ニミ向ッテヤラレルノデナカラウ、北米ニモ南米ニモ或ハ濠洲ニデモ向ッテ、大ニ移民殖民ノ發展ヲ講ジナケレバナラヌト思ヒマスガ、併ナガラ我帝國ノ現在ノ移民ノ狀態ハ如何デアアルカト申シマス、甚ダ悲シムベキ狀態デアルノデアリマス、亞米利加ハドウデアアルカト申シマス、排日問題其他ノ關係ノタメ亞米利加ニ十分吾々國民ガ發展スル機會ヲ得テ居ラヌ、南米ハドウカト云フト、南米航路ノ問題ハ隨分ヤカマシイ問題デアリマスケレドモ、南米二百二十萬ノ金ヲ費シ南米ノ航路ヲ開イタトコロガ、南米ニ向ッテ日本ノ移民ガ幾ラ往クカト云フコトヲ吾々委員會デ質問シテ見ルト、僅ニ二千八ト云フコトヲ政府委員ハ答辯シテ居リマス、臺灣ハドウカト申シマス、臺灣ハ帝國ノ殖民地トハ申シテ居リマスケレドモ、臺灣ニハ既ニ三百萬ノ人口ガ這入ッテ居リマシテ、寧ろ是ハ人ヲ移スト云フコトヨリ撫順ヲシ、撫育スルコトニ最モ努メナケレバナラヌモノデアッデ、今後日本ノ過剩ナル人口ヲ臺灣ニ移スト云フコトモ是ハ餘リ大キナ望ハナイノデアラウト私ハ考ヘテ居リマス、滿韓ノコトモ或ハ南米モ北米ニ移民ヲヤルト云フコトモ、免ニ角移民ヲ排泄シナケレバナラヌト云フコトハ帝國ノ國是デアルト云フコトニ付テ、私ハ決シテ反駁ハ致シマセウ、ヨリ以上ニシテ、殖民政策ヲ取ラナケレバナラヌト云フコトハ今ノ日本ノ國情ニ於テ明カデアリマスガ、ソレト同時ニ私ハ此北海道ノ移民ト云フモノヲ何故ニ獎勵シナイカ、北海道ニ移民ヲ入レルコトニ向ッテ政府ハ何故ニ努メナイカト云フコトニ付テ、私ハ頗ル疑問ヲ持ッテ居ルノデアリマス、テ北海道ノコトハ明治初年開拓使以來四十年ノ星霜ヲ經テ居リマスガ、其四十年間ニ得タルコロノ人口ハ僅ニ百

二十万人アリマスガ、併ナガラ殖民ノ上ニ於テハ確ニ北海道ハ成功シテ居リマス、成功シテ居リマシテ目今地ヲ拓クトコロノ面積ガ四十万町歩、此生産額ガ七八百万圓ト云フ莫大ナル生産ヲ舉ゲルコトガ出來ルノデアリマスカラ、此日本ノ殖民ト云フコトニ付テハ北海道ト云フモノハ一番初メノ試験デアリマシタガ、其試験ニ於テハ確ニ成功シテ居ルノデアリマス、而シテ北海道ノ近頃ノ政策ガ低下シテ卑近ニ流レテ來タノハ何ンデアルカト云フト、此日露戰役ト日清戰役トノタメニ非常ニ國ガ多端デアリマシタカラ、一齊ニ人心ガ總テ滿韓ニ向テ居ル、臺灣ニ向テ居ルト云フ形勢デアリマシタ故ニ、北海道ト云フモノハ一時全ク閑却サレテ居タノデアリマス、本年ノ豫算ヲ見マシテモ北海道ノ豫算ハ僅ニ四百八十萬圓内外ノモノデアアル、而シテ臺灣ハドウデアアルカト云ヘハ、臺灣ハ殆ド三千二百萬圓カラノ豫算ヲ計上致シテ居リマス、サウシテ事業費ノ如キデモ臺灣ハ一ノ事業費デ一千萬圓以上ノ事業費ヲ使ッテ居リマスガ、北海道ハ僅ニ百萬圓内外ノ事業費シカ使ッテ居ラヌデアリマス、而モ其狀態ハサウ云フヤウナ狀態ニナッテ居リマシテ、又其上ニ於テ北海道デハ特別ナル財源ト云フモノガアリマス、其特別ナル財源ハ北海道ノ森林ヲ賣ッテ北海道ノ收入ニシテ、北海道ヲ經營スルト云フコトニ向ッテ前議會ガ協賛ヲ與ヘテ居リマスガ、其特別ナル資源ニ供スルトコロノ金スラモ此財政整理ノ名ノ下ニ於テ我一般會計ニ奪取ラレツ、アルノデアリマス、目今北海道ノ狀態ハドウデアアルカト云ヘバ、道路ノコトデモ、港灣ノコトデモ、或ハ移住民ヲ入レルコトデモ、總テノ設備ト云フモノハ何事モ爲スコトガ出來ナイ、殆ド一指ヲ切り、二指ヲ切り、三指ヲ切り、四指ヲ切り、五指ヲ切り、遂ニ起ツ能ハザル狀態ニ置クト云フコトハ我帝國ノ移民ノ上カラ云ヒマシテモ、殖民政策ノ上カラ云ヒマシテモ、甚ダ悲シムベキ狀態デハナイカト私ハ考ヘテ居リマス、ソレカラ北海道ハ殖民地デアアル、殖民地デアアルカラ北海道ニ向ッテ金ヲ入レルト云フコトヲ一ノ厄介物ノ如ク政府ナドハ言ッテ居リマス、ケレドモ北海道ニ今日マデ金ヲ入レドウ云フ成績ヲ舉ゲテ居ルカト云ヘバ、開拓使ノ明治二年以來北海道ニ此國費ヲ注入シタル金額ヲ計上シテ見マスルト、一億二千萬圓バカリノ金ガ北海道全體ニ入ッテ居ルノデアリマス、開拓使以來北海道ニ入レタ金ガ一億二千萬圓バカリ入ッテ居ルノデアリマス、是ハ明治二十九年マデノ統計デアリマスガ、ソレダケノ金ガ入ッテ居ルノデアリマス、而シテ其一二億二千萬圓バカリノ國費ヲ投ズルト云フコトハ頗ル莫大ノヤウデアリマスケレドモ、一方政府ガ收入シタル金額ヲ計上シテ見マスルト、殆ド六千五百萬圓以上ノ金ト云フモノヲ北海道カラ政府ガ收入シテ取ッテ居ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ、差引シテ見マスルト茲ニ北海道ノ開拓使置廳以來四十年間ニ北海道ニ入レタ金ヲ差引シマスルト四千三百萬圓バカリシカ北海道ニ金ガ入ッテ居ラヌデアリマス其四千三百萬圓バカリノ金ヲ四十年間ニ割リマスルト、一箇年ニ僅ニ二百萬圓内外ノ金ヲ入レタノミニ止ッテ居ルノデアアル、北海道ニ百萬圓バカリノ金ヲ入レタマデニ止マッテ居リマスガ、而シテ其明治初年ニ入レタ金ト云フモノハ諸君モ御承知ノ如ク、北海道ハ未ダ開拓草創ノ場合デアアル、又會計法ノ實施モ未ダ無カッタ時代デ、所謂官有物拂下ナド、云フ天下ニヤカマシキ問題ノアッタ當時デアリマスカラ、一億何千萬圓ノ金ノ中ニハ或ハ藝者ヲ買ッタ金モアリマセウシ、或ハ貸座敷ヲ建築シタナドト云フ奇怪ナルトコロノ金モ入ッテ居ルノデアリマス、又北海道ノ勞働者ヲ出

面ト稱シテ居リマスガ、此勞働者ヲ何故ニ出面ト云フカト云ヘバ、開拓使ノ時分ニ仕事ヲスル場處ニチヨット面ヲ出セバ金ニナル、三圓ナリ五圓ナリノ金ニナルト云フノデ、北海道デハ勞働者ノコトヲ出面ト稱シテ居リマス、サウ云フヤウニ殆ド湯水ノ如ク金ヲ使ッタ當時デアリマスカラ、諸君藝者ヲ買ッタ金モアリマセウ、泥棒ヲシタ金モアリマセウ、サウ云フ會計法實施以前ニ注ギ込シタ澤山ノ金ト云フモノガ積リ積リテ一億何千萬圓ト云フ金ニナッテ居ルノデアリマス、サウシテ國庫ノ收入シタル、租稅其他ノ稅外ノ金ヲ集メテ見マスルト、六千何百萬圓ト云フ金ニナッテ居ルノデアリマスカラ、差引四千何百萬圓ノ金シカ北海道ニ入ッテ居ラヌデアリマス、(「モウ澤山ダ」「簡單々々」ト呼フ者アリ)マア聽給ヘ(「ヤリ給ヘ」「謹聽々々」ト呼フ者アリ)若モ其四千何百萬圓ト云フ金ノタメニ北海道十一州ノ經營ヲ致シマシテ、帝國ノ北門ノ領土ヲ擴張スル、サウシテ明治ノ初年我天皇陛下ノ下ニ賜ヒマシタ拓殖ノ宏謨ニ副フダケノ拓殖ヲシテ、サウシテ北海道ノ富力ニ用井マシタナラバ、確ニ七八億萬圓ノ富力ガアルノデアリマスガ、ソレハ僅ニ四千萬圓内外ノ金ヲ贏チ得タトシマスナラバ、是ハドウデゴザイマセウ、算盤ヲ取ッテ考ヘテ見マシタナラバ是程有利ナモノハ無イノデアリマス、而シテ目今ノ狀態ハドウデアアルカト云ヘバ、北海道ノ今ノ狀態ハ北海道カラ取ル金ト北海道ニ入レル金ト政府ノ歲計ヲ考ヘテ見マスルト、三十九年ニハ殆ド三百五十萬圓バカリ國庫ガ餘計ニ取ッテ居リマス、ソレカラ四十年ニハ四百萬圓カラノ金ヲ取ッテ居リマス、北海道ニ入レタ金ト出シタ金ト差引イテ四百萬圓ト云フ金ヲ母國ガ——母國ト假リニ私ハ申シマスガ、四百萬圓ノ金ヲ子國カラ取上ゲテ居ルト云フ計算ニナッテ居リマス、此金ヲ開拓使時代カラ入レタ金ト差引イタトコロノ殆ド四千何百萬トモ云フ金ニ割當テ、見マスルト殆ド八分何厘ト云フ利迴ニナッテ居リマス、サウ云フ金ガ入ッテモ八分何厘ト云フ利迴リニ當ッテ居ルノデアリマスカラ、是カラ行政ノ方法其宜シキヲ得、官紀ガ整ヒマシタナラバ、會計法ノ實施アル今日ニ於テ是カラ入レルトコロノ金ハ殆ド一割二分乃至一割五分ニ迴ラヌト私ハ考ヘル、行政費ヲ計上シテモ一割二分カラ一割五分ニハ必ズ迴ル、若シ迴ラヌト言ハル、ナラバ、私ニ之ヲ御預ケ下スッタナラバ、私ハ必ズ引受ケテ一割以上ノ利迴リニシテ御目ニ懸ケル、若モソレダケ有利ナ仕事生産的ノ仕事デアアルニモ拘ハラズ、其金ヲ吝シテ北海道ニ入レズシテ、北海道ノ道路ヲ造ルコトモ出來ナイ、港灣モ造ルコトガ出來ナイ、移民モ入レルコトモ出來ナイ、又北海道デ特別經營スルトコロノ山林ナドノ收入ヲモ財政整理ノ名ノ下ニ三十萬圓ノ金ヲ取ッテ、中央國庫ヲ補フト云フコトデゴザイマシタナラバ、如何ニ卑近ノ政治家ト雖モ——北海道ノ沿革ト經濟上ノ大勢ヲ達觀致シマシタナラバ、如何ニ近眼者流ノ政治家ト雖モ北海道ノ經營ハ一日モ忽ニスベカラザルコトハ明カデアリマス、故ニ私ハ諸君ニ御願申シマスルノハ、私ハ北海道ノ選出議員デアルガタメニ此議論ヲスルノデハナクシテ、帝國ノタメニ北海道ノ開發ハ國ノ富源涵養ノ上ニ最大急務デアアル、一日モ閑却スベカラザルモノデアルト云フコトヲ論ズルモノデアリマスガ故ニ、本案ヲ提出シタ所以デゴザイマス、ドウカ皆サン宜シク御願申上ゲマス

(拍手起ル)

○恆松隆慶君 本建議案ハ議長指名二十七名ノ委員ニ付託アラシコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○議長(長谷川純孝君) 恆松君ノ動議、即ち本建議案ハ議長指名二十七名ノ委員付託ト云フコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(長谷川純孝君) 御異議ハナシト認メマスカラ、其通り決シマス、——日程第十二、生絲検査所擴張ニ關スル建議案ヲ議題ニ供シマス、——議案ノ朗讀ハ省略致シマス、提出者佐藤虎次郎君

第十二 生絲検査所擴張ニ關スル建議案(佐藤虎次郎君外十名提出)

生絲検査所擴張ニ關スル建議案

政府ハ生絲検査所ノ設備ヲ擴張シ速ニ生絲ノ試験並生絲ニ關スル化學的検査ノ施行ニ著手セラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔佐藤虎次郎君登壇〕

○佐藤虎次郎君 是ハ至ッテ單純ナ案デゴザイマシテ、ソレハ政府ハ生絲検査所ノ設備ヲ擴張シ速ニ生絲ノ試験並生絲ニ關スル化學的検査ノ施行ニ著手セラレンコトヲ望ムト云フコトデゴザイマスカラ、現在ノ生絲検査所ニ於キマシテハ所謂機械検査ト云フコトヲヤリマシテ、斤量、數量、品位、粘度、強力、伸度或ハ彈力、類節、護膜質ニ付テ減減リノ如何ト云フヤウナ、サウ云フ種類ノ機械検査ト云フコトヲヤテ居ルノデアリマスケレドモ、此案ハ是デハマイカヌ處ガアル、十分デナイ、故ニ里昂「ミラン」モクレヘル「其他」ノ検査所ニ於テヤテ居リマシヤウニ、化學的検査若クハ研究ト云フヤウナコトモヤウラ、例ヘテ見レバ水ノ化學的検査ヲシテ如何ナル水ガ製絲ニ適スルカ、如何ナル關係ヲ持ツトカ云フヤウナコト、又絲ヲ染メテ出來タコロノ絲ト云フモノハ之ヲ染上ゲテ如何ナルモノニナルカト云フヤウナ化學的研究検査ヲスル、ヤハリアチラデヤテ居ルヤウニヤリタイト云フコトデアリマスカラ、ソレカラモウ一ツノ生絲ト云フモノハ織物ノ原料トシテ使用セラレデアリマスカラ、之ヲ織物ニ織上ゲ且ツ染メテ見タデナケレバ其優劣長短並ニ適否ト云フモノヲ知ルコトハ出來ナイ、ドウ云フ處ニ長所ガアッテドウ云フ處ニ短所ガアルト云フコトヲ發見スルコトハ出來ナイノデアリマスカラ、ソレデ現状ガドウナッテ居ルカト云フト、横濱ヘ持ッテ來テ絲ヲ賣ルト賣ッダギリデ、ソレカラ後ノ經過成績結果ト云フモノニ付テハ知ルコトヲ得ナイノデアアル、從ッテドウ云フ絲ヲ拵ヘタナレバ最モ織物屋ニ好マレ、使用セラレ、最モ善キ織物ハ如何ナル絲ヲ以テ出來ルモノデアアルカト云フコトヲ知ルコトハ出來ナイ、然ルニ以太利「ミラン」或ハ佛蘭西ノ里昂「ミラン」ニナルト機屋ト云フモノガ検査所ノアル側ニアリマス、ソレデ其場所ニ於テ直グドウ云フ絲ヲ拵ヘタナレバ、是ガ染上ゲ織上ゲタ上ニドウ云フ結果ヲ持ツカト云フコトヲ知ルコトハ出來ルノデアリマス、今日ノ日本ノ生絲検査所ハ大ニ發達シテ大ニ國家ノタメニ貢獻シ、生絲改良上ニ助ガアッダデアリマスカレドモ、之ヲ例ヘテ見マスカラ、今ノ所デハ先ヅ地方裁判所ガアル、併ナガラ控訴院、大審院ト云フモノガマダナイ、最終ノ結果成績——判決ヲ與ヘルトコロノモノハ出來テナイト云フ現状デゴザイマスカラ、此我貿易品ノ主要ナル生絲ト云フモノ、最終ノ結果ヲ得セシムルマデノ検査並ニ研究ヲシテ機ヲ織テ見セ、或ル程

度マデ染メテ見セルト云フコト、染メ且ツ織テ見セルト云フ模範ヲ示スダケニ縱令小ナリト雖モ——其規模ハ小ナリト雖モ——小サクテモ宜シイ、之ヲ今検査所ノ中ニ設備ヲ致スト云フコトデアリマス、ソレデハ生絲ノミニ付テノ利益ト云フモノハ今述ベル如クデアリマス、此外ニ織物ニ對シテデラゲケノ效力ガアルカト云フト、是亦斯ル設備ヲ致シテ生絲ヲ織テ見セ、尙染メテ見セルト云フコトヲシタナレバ、大ナル效力ガアルノデアリマス、此農業時代カラ半製品時代即チ生絲ノ如キ半製品ノ原料ヲ作ル時代、ソレカラ又進ンデ製作品、工業品、工藝製作品ヲ作ル時代ニナルノガ、最モ國ノ進歩シタ時代トナルノデアリマス、日本現時ノ如ク半製品時代ニ居ル原料品ヲ作ルヲ以テ甘ンズルト云フコトハ、マダ我國ガ發達シタ程度ニ居ルト云フコトヲ言ヒ得ル譯ニハ參リマセヌト考ヘルデアリマス、故ニ是ガ生絲ヲ賣ル、半製品ヲ賣ルト云フ時代ヲ更ニ一歩進ンデ、我國ハ製作品國トナッテ網物ヲ精巧ナル製作品トシテ、之ヲ海外ニ輸出スルト云フコトニシタナレバ、大ナル國家ノ利益ニナルデアラウ、即チ生絲トシテ然リ、ソレカラ此織物トシテ然リ、斯ル生絲ニ對シテモ利益ヲ與ヘ、織物ノ發達獎勵ノ模範トナッテ、大ニ是ガ發達進歩ヲ助ケルト云フタメニ此設備ガ必要ナリトナスノデアリマス、實ニ今日生絲ト云フモノハ輸出貿易品中ノ最モ重大ナルモノデアリマシテ、最モ國家ヲ助ケルトコロノ產物デアアル、毎年一億圓以上ノ輸出ヲシテ居ルタメニ金貨ノ流出ヲ防ギ、輸出入ノ均衡ヲ得テ、國家ノ財政ノ基礎ヲ鞏固ニスルト云フコトコロノ生絲デアアル、絹織物ニ依ッテ國ノ命ヲ保ッテ居ルト云フ程ノモノデアリマスカラ、此生絲検査所ヲ此程度マデ擴張スルト云フコトハ必要ナリト信ジテ此案ヲ提出致シタノデアリマス、故ニ其詳細ノコトニ至リマシテハ幸ニ是ガ委員會ニ付託セラレ、コトニナリマシタナレバ、十分ナル材料ヲ提供致シマシテ精シク説明ヲ致ス積リテゴザイマスカラ、大要右様申述ベタヤウナ次第デアリマス、ドウカ御贊成ヲ願ヒマス拍手起ル

○恆松隆慶君 本建議案ハ十八名ノ委員ニ付託シ、議長指名ニナランコトヲ望ミマス

○議長(長谷川純孝君) 唯今恆松君ノ動議、本建議案ハ議長指名ノ委員十八名ニ付託ト云フコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷川純孝君) 御異議ガナシト認メマスカラ其通り決シマス、——日程第十三、續業獎勵ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、——議案ノ朗讀ハ省略シマス——提出者宮古啓三郎君

第十三 續業獎勵ニ關スル建議案(宮古啓三郎君外九十二名提出)

續業獎勵ニ關スル建議案

我カ帝國ハ幸ニシテ礦物ニ富ミ未ダ幼稚ノ域ニ在ルノ礦業ヲ以テシテ尙其ノ產額一億圓海外輸出額四千萬圓ニ過キ將來發展ノ餘地洵ニ廣大ニシテ最重要ナル貿易品タルニ適ス故ニ戰後經營ノ要務トシテ國富ノ増進ヲ謀リ貿易ノ發達ヲ期スルニ於テハ大ニ礦業ヲ開發スルヲ以テ最機宜ニ適スルモノト認ム依リテ政府ハ速ニ礦業ヲ獎勵スヘキ適當ノ計劃ヲ定メ本期議會ニ提出セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(宮古啓三郎君登壇)

○宮古啓三郎君 私ハ提出者ノ一人デアリマスルカラ極メテ簡單ニ提出ノ理由ヲ申上
グマス、此案ト同ジ主意ノ建議案ガ第二十三議會ニモ提出セラレ其提出者ハ本員等デ
アリマシテ、其際モ本員ガ提出ノ理由ヲ述ベタノデアリマス、次ニ二十四議會ニ古賀庸
藏君等ヨリ同趣意ノ建議案ガ出マシタ、何レモ滿場一致通過シ政府ニ送ッタノデアリ
マス、然ルニ政府ハドウモ此問題ニ注意ヲ拂ハナイ、何等ノ反應ガ今日マデ見エナイノデ
アリマス、此問題ハ洵ニ容易ナラヌ問題デアル、即チ國ヲ富マサナケレバナラヌハ申スマ
デモナイガ、ソレニハ如何ナル手段ヲ講ジタラ宜シイカ、ソレニ付テ出テ居ル案ガアリ
マスカラ、餘程重大視シナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ今日マデ何等ノ反應ヲ見ナイ
カラ此度又本案ヲ提出シテ政府ノ實行ヲ促ス次第デアリマス、申スマデモナク我國ハ日
露戰役ニ於テ十七億以上ノ金ヲ使ヒ是ガ總テ國民ノ負擔ニナツテ居ル、少シモ償金ヲ
取ラナクカカラ皆國民ノ負擔ニナツテ居ルノデ、國民ハ實ニ容易デナイノデアリマス、故ニ
今日ノ我國ノ政策トシテハ國家ヲ大ニ富マサナケレバナラヌノデアリマス、是ニ付テ今日
マデ政府ガ如何ナルコトヲシテ居ッタカト調ベテ見マス、戰後ノ整理ヲシテ居ル事實ハ見
エマスルガ、是ハ消極的ノ戰後ノ經營デ、積極的ニ戰後ノ經營ヲナシタモノハ一向無イ
ノデアリマス、今日ノ場合ニ於テ最モ必要ナル積極的ノ戰後經營ヲナシタ大ニ國家ヲ富
マシ、國本ヲ培養シ、財源ヲ豐ニスルコトヲシナケレバナラヌ、然ラザレバ國民ハ貧弱ニ陷
リ財源モ枯渇スルノデアル、故ニ今日ハ最モ國ヲ富マスコトニ盡サナケレバナラヌガ諸デ其
國ヲ富マスコトハ如何ナル事柄ヲ爲セバ宜カト吟味シマス、今日ノ場合鑛業ノ發
展ヨリ大キク國ヲ富マスコトノ方法ハナイト信ズル、幸ニ我國ハ到ル所鑛物ニ富ミ、未
ダ幼稚ノ域ニアリナガラ生産額ハ一億萬圓以上、海外輸出高ハ四千萬圓以上ニ
ナツテ居ッテ、幼稚ノ域デアリナガラ斯ノ如クデアルカラ、之ヲ發達セシメタナラバ五倍十倍
ニモナルニ相違ナイ、斯ノ如ク大キク國ヲ富マスコトノ品物ガ外ニ何ニガアルカト調ベテ
見ルト、外ニハ無イ、小サナモノニ力ヲ盡スハ愚ノ極デアル、政府ノ爲ス所ヲ見ルニドウモ
小サナモノヲ保護獎勵シ、生産額一年ニ百萬圓カ二百萬圓シカナイモノ或ハ三二十萬圓
カ四十萬圓シカナイモノヲ保護獎勵シテ居ル、斯ウ云フモノデハ幾ラ獎勵シテモ大ニ國ヲ
富マスコト云フコトハ思ヒモ寄ラヌコトデアル、故ニ今日ノ産業政策トシテハ鑛業ノ發展ヲ
圖ルヲ以テ國是トシナケレバナラヌト云フコトヲ堅ク信ズル、故ニ是カラ政府ハ十分ニ力
ヲ入レテ鑛業政策ヲ大ニ執テ鑛業ノ發展ヲ圖ラナケレバナラヌ、是ガ即チ此案ノ趣意
デアッテ、其手段方法ハ本員ニ於テモイロ／＼考ガアリマスガ、ソレハ委員會デ述べル
コトニ致シマス、唯今ハ提出ノ理由ダケヲ述ベテ置キマス

○細野次郎君 質問ガアリマス、本案ノ提出者ハ七十名カラアッテ、贊成者ガ七十餘
名アルトコロノ案デアリマスガ、建議案ノ趣意ハ鑛業ヲ獎勵スル適當ノ計畫ト云フノデア
リマスケレドモ、其趣意ハ分ラナイ、唯今提出者ノ辯明ニハ御斷リガアッテ簡單ニ述べル
タメニ言ハナイト云フコトデアッダガ、ドウシテ獎勵スルカ適當ノ計畫ト云フダケハ分ラナ
イ、鑛業ノ獎勵ト云フコトハ政府ハ勿論、滿天下ノ人ガ異議ノナイコトデアル、所謂適
當ノ計畫デアルト云フガ何シデアルカ、是ガ分ラナイ
○宮古啓三郎君 適當ノ計畫ハ如何ナルコトデアルカト云フ御質問デアリマスガ、本員ノ

意見ヲ申上ケマス、實ハ委員會デ政府ト交渉シテ適當ノ計畫ヲ提出サセヤウトスルノデ
アリマスガ、本員ノ考デハ今日鑛業ヲ獎勵スル具體的ノ方法トシテハ、鑛業試驗所ヲ
置イテ鑛業家ヲ保護獎勵スルコト云フガ先ツ適當ノコトデアルト思フ、即チ水産業ニハ水
産試驗所ガアル、農業ニハ農産試驗所ガアルト云フ風ニ、鑛業試驗所ヲ置イテソレデ
種々鑛業家ニ對スル利便ヲ與ヘル、或ハ精練ノ方法ヲ研究シテ鑛業家ニ教ヘル、今日
ノ場合我國ノ鑛物ハ精練スラ十分ニ出來テ居ラヌ、鑛物ハアレドモ精練スルコトガ出
來ヌカラ外國ニ持行イテ精練シテ又日本ニ持ッテ來ルト云フ有様ニナツテ居ルモノガ澤山
アル、是ハ日本ノ恥辱デアル、夫故ニ鑛業ノ試驗所ヲ置イテ精練モシ、其他イロ／＼ノ
事柄ヲシテ其詳シイコトハ委員會デ申シマスガ、鑛業家ニ對スル利便ノ方法ヲ與ヘル、
其他鑛業ノ獎勵ニナルコトヲヤッテ鑛業家ヲシテ十分ニ仕事ヲサセ、鑛業ヲ發達セシムル
ト云フ考ナノデアリマス

○細野次郎君 サウスルト鑛業獎勵ノ適當ノ計畫ト云フノハ言葉ガ間違エテ居ッテ、鑛
業試驗所設立ノ建議ト云フ風ニ解シテ宜イカ

○福井三郎君 本員モ此案ノ提出者デ唯今宮古君カラ説明ガアリマシタガ、私ハ獨リ
其事ノミナラズ、幾多ノ方法ヲ講ジテヤリタイト思フノデアリマス、既ニ此案ハ既往ニ二回
モ本院ニ現ハレ、政府モ最早適當ノ計畫ヲ立テ、昨年ノ議會カ少ナクモ本年ノ議會ニ提
出サレルコト、信ジテ居ッタ、然ルニ未ダ其事ヲ見マセヌカラ、此建議案ニ贊成シタノデア
リマス、詳シイコトヲ申セト仰シヤレバ假スニ時間ヲ以テスレバ説明モ致シマスガ、他ノ議
案ノ進行ヲ妨ケマスカラ是ニ止メテ置イテ、委員會ニ於テ精シク述べヤウト思ヒマス、其
際ニ於テ細野君ノ御尋ニハ十分満足ヲ御與ヘ申スコトガ出來ヤウト思ヒマス
○恆松隆慶君 本案ノ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

(贊成々々ノ聲起ル)

○卜部喜太郎君 私ハ此案ニハ反對デアリマス、凡ソ多クノ建議案ガ出マスルケレドモ
此案位漠然タル案ハ無イノデアリマス、唯鑛業ヲ獎勵スベシト云フ案デアリマス、獎勵ス
ベキモノハ鑛業ノミデハアリマセヌ、教育ニシロ、農業ニシロ、商業ニシロ、獎勵スベキモノ
ハ澤山アルノデアリマスガ、若シ獎勵スベキコトニ付テ具體的ノ案ガ出テ斯様々々ニシテ獎
勵シナケレバナラヌト云フノデアリマスナラバ、建議ノ體ヲ爲シテ居ルノデアリマスケレドモ、
本案ノ如キハ全ク建議案ノ體ヲ爲シテ居ラヌノデアリマス、足尾銅山ノ古河市兵衛二十
萬圓ノ補助ヲ與ヘヨト云フノデアリマスカナラバ、建議ノ體ヲ爲シテ居ルカモ知レマセヌケレ
ドモ、唯ダ鑛業ヲ獎勵スベシト云フダケハ建議ノ體ヲ爲サヌノデアリマス、斯様モノヲ
本院ニ於テ調査委員ヲ設ケテサウシテ丁寧ニ親切ニ調ベル必要ハ無イノデアル、何事モ
調査々々ト云フノデ苟モ議場ニ現シタモノハ……

○議長(長谷場純孝君) 卜部君チヨット御注意致シマス、既ニ委員會ガ成立ッテ贊
成者ガアリマスカラ委員會說ガ成立シタ以上ハ反對說ヨリモ委員會說ノ方ガ先デアリマスカ
ラ……

○卜部喜太郎君 私ハ發言ノ權ヲ得テ居リマス

○議長(長谷場純孝君) 差止メマス、委員會說ガ成立致シマシタカラ……

○卜部喜太郎君 マデ成立セヌ中ニ私ガ發言致シマシタ

○議長(長谷場純孝君) 委員説ヲ採決致シマシテ、サウシテ反對ノ御議論ガアルナラ、其場合ニ於テ反對ノ説ヲ御述ベナサイ、恆松君ノ本建議案ハ議長指名ノ委員十八名ニ付託スルコト云フ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(長谷場純孝君) 多數、唯今ノ動議ノ通り本建議案ハ委員付託ニ決シマス、日程第十四、鐵道改築及航路開始ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、特別委員長萩野芳藏君

第十四 鐵道改築及航路開始ニ關スル建議案(三) (委員長報告)

〔萩野芳藏君登壇〕

○萩野芳藏君 鐵道改築及航路開始ニ關スル建議案ノ議事ノ經過ト結果ヲ御報告申上ゲマス、本案ハ既ニ舊ニ提出者ヨリ述ベラレマシタ如ク、韓國ノ清津港ヨリ日本海方面ノ敦賀又ハ舞鶴ノ方面ニ向テ直通ノ航路ヲ開キタイト云フ事柄ト、ソレカラ今一ツハ此清津港ヨリ會寧ト云フ處マデハ唯今輕便鐵道ガゴザイマスガ、此輕便鐵道ハ手押ノ輕便鐵道デゴザイマスタメニ、之ヲ改造致シマシテ農產物其他ノ生産品ノ最モ豐富デアルト云フテ居リマス所ノ、彼ノ間島ノ中心タル所ノ局支街方面マデ之ヲ延長スルコトシタイ、斯ウ云フノ此建議案ノ大體ノ趣意デゴザイマス、テ此問題ハ甚ダ小サイヤウナ問題デアリマスケレドモ、一面ニ於キマシテハ將來北滿洲及北韓ソレト我國トノ交通ノ上ニ於キマシテ將來非常ニ重大ナル關係ヲ持ツトコロノ問題トナルノデゴザイマス、デ種々滿洲方面ニ於キマシテハ殊ニ北滿洲ト云フモノハ農產物其他林業或ハ鑛產物等ガ最モ豐富ナル場所デアリマシテ、此北滿洲ノ物資ノ最モ近イ道ヲ以テサウシテ我國トノ貿易ヲ開クト云フコトヲ致シニ付テハ、此清津港ヘ持テ來ルト云フコトガ經濟上誠ニ便利ナルノデアリマス、且ツ北滿洲ヘ參リマスマデハ間島ト云フ處ガアリマシテ、是ハ既ニ問題ニモナツテ居リマス處デ、最モ見込ナル場所デゴザイマス、ソコデ此清津港ト云フノハ四十二年ニ開港致シマシテ、サウシテ追々將來ハ此北滿洲ノ物資ガ此方面ヘ出テ來ルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、故ニ此建議ノ趣意ノ如ク之ガ成功スルコトニナリマスレバ、清津カラ會寧ヲ經テサウシテ局支街カラ吉林ノ方ヘ進ミマシテ、長春ト吉林トガ聯絡シテ清津ノ方ヘ出テ日本海方面ヲ經テ此物資ガ出ルコトニナリマス、殆ド此方面ノ貿易ノ狀態ハマルデ改メタルデアリマス、此趣意ニ依リマシテ委員會ニ於キマシテハ提出者ヨリ此建議ノ趣意ヲ述ベマシタ所ガ、之ニ對シテ政府ハ其趣意ニ於キマシテハ全然同意ヲスルノデゴザイマス、然レドモ其時機ニ於キマシテハ鐵道ハ將來ニ於キマシテ、京城カラ元山ニ達シマストコロノ線ト、平壤ノ方カラ元山ニ達シマス所ノ線ト、ソレカラ其他群山方面ニ向ッテ一ノ鐵道ノ計畫ガゴザイマシテ、是等ヲ深く調査シテ、サウシテノ方面カラ先キニヤルカト云フコトニ付キマシテハ、今政府ハ調査中ニ屬スルノデ、清津港ヨリ局支街方面ヘ參ルモノニ付キマシテハ政府ハ唯今調査致シカケテ居ルト云フコトヲ建議ノ趣意ハ贊成ト云フコトデアリマス、ソレカラ今一ツノ日本海方面ノ諸港中敦賀、舞鶴ニ向ケテ清津港ヨリ直通ノ航路ヲ開クト云フコトニ付キマシテハ、唯今清津港ノ輸出入貿易ノ上ニ於テ片貿易ニナツテ居ル、清津港ヘノ輸出ハ二三十万圓デ、輸入貿易ハ百

七八万ト云フコトニナツテ居ルカラ、元山ヲ加ヘテサウシテ元山、敦賀、舞鶴トノ三角航路ヲ開キタイト云フコトヲ以テ調査シテ居ル、是ハ明年年度ノ豫算ニ提出スルコト云フ答デアッタノデアリマス、其他段々審議致シマシタ結果、委員會ニ於キマシテハ少シク修正ヲ加ヘマシテ、滿場一致ヲ以テ通過致シタノデアリマス、其修正ノ要領ハ御手許ヘ出テ居リマセウガ、韓國咸鏡道清津港ヨリ會寧ニ到ル手押式輕便鐵道ヲ汽車鐵道ニ改造シ進メテ之ヲ局支街ト云フ下ヘ「方面」ト云フ二字ヲ入レマシテ「方面ニ延長シ併セテ清津港ヨリ」日本ト云フ前ニ「元山港ヲ經テ」トノ五字ヲ入レマシテ、サウシテ此建議案ハ滿場一致ヲ以テ通過致シタイノデアリマス、此段御報告申シマス(拍手スル者アリ)

〔採決〕委員長報告通り「ト呼フ者アリ」

○議長(長谷場純孝君) 委員長報告ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、本案ハ委員長報告通り採用スルコトニ決シマス、是ニ於テ御報告ヲ致スコトガ一ツアリマス

(此時ト部喜太郎君發言ヲ求ム)

○議長(長谷場純孝君) 先ツ御報告致スコトガアリマス、一昨二十五日阪本彌一郎君ヨリ發言ノコトニ付テ取調ヲスルト云フコトヲ申シテ置キマシタガ、其取調ノ結果ガ分リマシタカラ御報告致シマス、本月二十三日本會議議於テ武藤金吉君ノ發言中佐々木君ハ少シ發狂ノ氣味ガアリマスカラ、トアル發狂ノ文字ニ付テ當時ノ速記原稿ヲ取調ベタルニ二人ノ速記者中主任速記者ノ原稿ニハ發狂トアリ補助速記者ノ原稿ニハ病氣トアリ反文ノ際主任速記者ノ原稿ヲ採用シテ發狂ト記載セリ當時議場騷擾ノタメニ速記原稿モ一致セザリシモノト思ハル、ガ故ニ孰レヲ正確ナリト判定スルニ苦シム然レドモ武藤金吉君ヨリ病氣ト發言セリト申出デラル、以上ハ是ヲ確實ト認ムルノ外ナシ(ノウク)「昇怯々々」ト呼フ者アリ(仍テ次號ノ官報ニ於テ之ヲ正誤スルコト、スベシ)此段申シテ置キマス

(此時發言ヲ求ムル者多シ)

○武藤金吉君 我ハ謹シテ言フマイト思ヒマシタガ、藏原君ガ昇怯ト云フ御言葉ガアリマスカラシテ一言辯明ヲ致シマス、私ハ發狂ノ氣味ガアルトハ申サヌノデアリマス、私ハ「佐々木君ハ御病氣デハアリマセヌカ御病氣ナラバ醫者ニ見セテハ如何デス」ト斯ウ言フタノデス、此通り一言一字違ハヌノデス、サウスルト佐々木君ハ「病氣デハナイ」ト答ヘテアル、此以上ハ私ハ何モ言ハヌノデス、元來私ハ言フコトヲ言ハヌナシト昇怯ナ男ヂヤナイ、是レデ此以上私ハ辯明スル必要ハナイト思フ、何ガ違デラルカ

○佐々木安五郎君 病氣デアレバデス、自カラ病氣トシテ診察ヲ醫者ニ求メマス、敢テデ、病氣デ出ラレナイヤウナ者ガ出テ此處ニ來テ醫者ノ診察ヲ他カラ請求サレルヤウナ狼狽ヘタコトハナイ、(ヒヤ／＼)然ルニ是ハ發言ノ權ヲ得ラレズ武藤金吉君ハ言ハレテ居ルヤウニ思ヒマスガ、ソレハ御許シニナツテ、私ハ正當ナル手續ヲ履ンテ議長ノ許ヲ得テ議會ノ體面ニ關スル件ニ付テ議長カラ議員ニ注意シテ貰ヒタイコトガアリマス「ト云フ、サウ云フ言葉ノ下ニ議長ハ「宜シウゴザイマス」佐々木君「ト言ッテ私ニ發言ヲ許サ

レマシタ、ソコ私ハ其演説ヲ續ケマシテ、サウシテ此岩谷松平ナルモノガ四百万圓モ呉
レイト云フ、四百万圓モ恩賞ヲ呉レト云フ、堂々タル此議員ガソレヲ紹介ラシテ今三
稅廢止ノコトニ付テモ稅源ガアルトカナイト云フ、人民モ苦メバ政府モサウ云フコトヲ
云フテ言譯ラシテ居ル、成ルベクナラハ是ハ止メテ貰ヒタイト云フ、其時分ニ際シテ、四
百万圓ヲ一個人ニヤルト云フコトヲ眞面目ニ紹介サレタト云フコトハ、議院ノ體面上甚
大之ハ忌ムベキコトデアラウト私ハ考ヘタ、斯ノ如キコトハ體面ニ關スルコトデアルカラ何分
是ハ議長カラ議員ニ注意シテ、以後斯ノ如キ粗瀆ノナイヤウナコトヲシテ貰ヒタイト云フ
コトノ意味ヲ續ケテ言ヒ居タトキニ、議長ハ議場整理ノ問題以外デアアルカラト云フコト
ヲ以テ御差止メニナリマシタガ、是ハ議長ノ仰シヤッタ言葉ノ間違デアリマスカ、ドウデア
リマスカ

〔此時發言スルモノ多シ〕

○佐々木安五郎君 要領ヲ得ナイナラモウ一遍言フ、前ニ許シ得タ所ノ言葉ハ議院
ノ體面ニ關スルコトヲ許サレテ居ッテ、今度發言ヲ差止メルト云フコトハ、如何ニモ私ガ
議場ノ整理ニ付テ發言ヲ求メテ、議場整理以外ノコトニ問題ガ互ツタヤウニ言ウテ、ソレ
ヲ以テ差止メラレタト云フコトハ、議長ハ即チ私ノ言ウタ言葉ヲ聽違ヘテ居ラレタカ、但
シハ武藤君ノ口調ヲ藉リテ言ヘバ、病氣デアッタノデスカト云フノデス、ドウ云フ譯デス、
議院ノ體面ト議場ノ整理ト云フモノハ別問題デアル

○議長(長谷場純孝君) 尙其事モ能ク取調ベテ御返事ヲ致シマス

○佐々木安五郎君 唯今即答ハ出來マセヌカ

○藏原惟郭君 唯今議長ノ報告サレタル所ニ依リマスト、病氣デアルト言ウタコト、
ソレカラ氣ガ狂ッテ居リハセヌカト言ウタコトハドチラモ曖昧デ分ラナイト云フヤウナ意味デ
アリマシタガ、吾々滿場ノ者ハ慥ニ兩方ノ言葉ヲ聽イテ居ル、(ノウノウト)と呼フ者アリ、
發言スルモノ多シ(兩言共ニ明言シタコトヲ聽イテ居ル、而シテ速記者ハ之ヲ兩方書イ
テ居ルノハ其證據デアル、苟モ國民ヲ代表スル議員ノ人格ヲ狂氣ト認メルコトニ至ッテ
ハ、神聖ナル帝國議會ハ之ヲ默過スルコトハ出來ヌト信ズル、ソレ故ニ發言シタル所ノ人
物ハ顧ミテ自ラ耻デテ之ヲ取消スト云フニ至ッテハ、滿場ノ議員ハ雅量ヲ以テ之ヲ許ス
ト云フコトヲ決シテ躊躇シナイ、本員ハ明カニ此事ヲ此公ケナル席ニ於テ明言スルコト
ヲ躊躇シナイ、議長ハ何ヲ以テ之ヲ曖昧ナルコト、報告セラレ、ノデアルカ、敢テ質問ラス
ルデアアル

○議長(長谷場純孝君) 今議長ハ——暫ク御待チナサイ、今藏原君ハ議長ハ何ヲ
以テ曖昧ナル言葉ヲ以テ報告サル、カト云フ(其通り「サウデス」ト呼フ者アリ)議長ハ
決シテ曖昧ナルコトハ申シマセヌ、明カニ——即チ明カニ(藏原惟郭君發言ヲ求ム)御
待チナサイ、議長ハ明カニ——(藏原惟郭君議長ハ公明正大ニヤルベキモノデアナイカ)
ト呼フ(明カニ一人ノ主任速記者ハ發狂ト書イデアル、一人ノ補助速記者ハ病氣ト書
イデアル、然ラバ何ヲ以テ之ヲ判斷スルカ、武藤君ガ自分ハ發狂ト云フ言葉ハ斷ジテ使
ハナカッタ、病氣ト云フ言葉ヲ使ッタト、今武藤君ガ辯シタ通りニ言フ、又藏原君ハ滿場ヲ
レヲ認ムルト云ハル、ケレドモ、決シテソレハサウデヤナイ、即チ武藤君ノ言フ所ヲ認メタ諸
君モ多イデアリマス、是ニ於テハ私ハ即チ是ハ速記ノ所謂誤デアル、次ノ官報ニ於テ之

ヲ正誤スルト云フコトニスルデアリマス
〔藏原惟郭君發言ヲ求メ〕議長ハ耳ガ遠イカト呼フ
○議長(長谷場純孝君) 耳ハ遠イコトハアリマセヌ——藏原惟郭君
○藏原惟郭君 議長ハ氣狂ヒデアナイカト云フ發言ヲシタ者ガ、氣狂ヒト言ハナイト云
フコトヲ證ニシテ、是ハ事實デアナイト言ハレル、吾々明カニ耳ヲ有ッテ居ル所ノ、此議席ニ
居ル者ハ明カニ聽イテ居ルノデス、而シテ議長ニ尋ネル、速記者ハ之ヲ詐ッテ速記ラシタ
モノト信ズルカ(何ヲ言フカ)ト呼フ者アリ速記者ガ誤ッテ速記シタモノト信ズルカ、此
二ツノ病氣デアルト云フコト、氣狂デアルト云フコトハ二度申シタノデアル、本員ハ明カニ
聽イテ居ル、之ヲ事實ト認メルモノモアルノデアナイカ、兩方ニ書イデアル

〔此時發言ヲ求ムル者多ク議場騒然〕

○議長(長谷場純孝君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

〔書記朗讀〕

一貴族院ハ本院送付(第二號)明治四十一年度歲入歲出總豫算追加案、(特第
一號)明治四十一年度各特別會計歲入歲出豫算追加案ヲ可決シタル旨同院
ヨリ通牒アリタリ

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
地租輕減ニ關スル建議案

提出者

長 晴 登君	塚田 啓太郎君	根岸 岨太郎君
荻野 芳藏君	小澤 愛次郎君	東條 良平君
小久保 喜七君	奥田 榮之進君	恆松 隆慶君
高原 篤行君	上 楚 安太郎君	神前 修三君
大橋 賴摸君	漆 昌 巖君	山田 桃作君
吉田 虎之助君	伊 東 祐賢君	村井 善四郎君
戸狩 權之助君	阿部 政太郎君	高橋 嘉太郎君
原岡 永江君	松浦 五兵衛君	植 場 平君
鈴木 辰次郎君	松田 吉三郎君	駒田 小次郎君
庄野 金十郎君	古野 孫太郎君	藏内 次郎作君
河 上 英君	柏原 左源太君	佐々木 鐵太郎君
古賀 庸藏君	肥後 幸盛君	宮古 啓三郎君
東 武君	阿部 德三郎君	阿部 孫左衛門君
西澤 定吉君	榊田 清兵衛君	三浦 覺一君
岡田 泰藏君	飯田 新右衛門君	手塚 正次君
宅地地價修正法案		
提出者		
長 晴 登君	齋藤 巳三郎君	古井 由之君
村田 虎次郎君	横井 甚四郎君	神前 修三君
森 本 駿君	早川 龍介君	島田 保之助君
西山 彰君	景山 甚右衛門君	三土 忠造君

地租條例中改正法律案

提出者 長 晴 登君 齋藤巳三郎君 古井 由之君

村田 虎次郎君 横井 甚四郎君 神前 修三君

森 本 駿君 早川 龍介君 島田 保之助君

西山 彰君 景山 甚右衛門君 三土 忠造君

商科大學設置ニ關スル建議案

提出者 根本 正君 三土 忠造君 中村 豐次郎君

淺野 陽吉君 竹内 正志君 山根 正次君

獸畜市場法案

提出者 森田 俊左久君 根本 正君 木村 半兵衛君

獸畜豫防法中改正法律案

提出者 森田 俊左久君 根本 正君 木村 半兵衛君

關稅定率法輸入稅表中改正法律案

提出者 藤井 善助君 森 本 駿君

關稅定率法輸入稅表中改正法律案

提出者 森 本 駿君 松浦 五兵衛君

燐寸輸出交附金下付ニ關スル建議案

提出者 森 本 駿君 松浦 五兵衛君

議長(長谷場純孝君) モウ一ツ報告ヲ致シマス

〔書記朗讀〕

清峯太郎君ヨリ國勢調査實行ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

〔左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

國勢調査實行ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

明治四十二年二月二十七日

提出者 清 峯 太 郎

贊成者 山 際 敬 雄

外四十八名

國勢調査實行ニ關スル質問主意書

一國勢調査ノ事ハ會テ法律ヲ以テ規定セラレタルニ拘ラス政府ハ今日ニ至ルマデ之

ヲ實行スヘキ勅令ヲ發セス右ハ其必要ヲ認メサルニ依ル乎

一若シ然ストセハ何レノ年ヨリ之ヲ實行スルノ方針ナル乎

右質問ス政府ハ明確ニ答辯アラントヲ望ム

○武田貞之郎君 議長 武田

○議長(長谷場純孝君) 阪本彌一郎君

○阪本彌一郎君 私ハ發言ヲ許サレマシタ、唯今議長ノ御報告ニ依リマスト、先日ノ

武藤金吉君ノ御言葉中速記録ニ速記サレテ居ッタ發狂ト云フ字ハ全ク病氣ト云フコト

デアッタ、是ハ速記者ガ二人アル中二人ガ二様ニ聽イテ居ッテ、騷擾ノ際デアッタカラ先

ヅ主任ノ速記者ノ速記ヲ採ッテ速記録ニ載セタノデアル、而シテコレガ何レガ眞實デアッ

タカト云フコトガ明カナイカラ、更ニ武藤君ニ御質シニナツタ所ガ、武藤君ハ發狂ト云フコトハ發言シタノデハナイ、是ハ病氣デアルト云フコトヲ發言シタト云フコトデアッタサウデアリマス、私ハ本院ノタメニ實ニ其言葉ヲ喜ブノデアル、私ノ其當時聽キマシタ所ハ確カニ發狂ト聽イタノデアリマスガ、併シ是ハ唯今追窮スル必要ハアリマセヌ、追窮ヲ致シマシテ強テ武藤君ヲシテ此議場ニ陳謝セシムル必要ハナイノデアル、私ハ寧ろ其當時武藤君ガ發狂ト言ハレタモ、コレガ病氣ダト云フタノデアルト云フ其言葉ガ却テ此議會ノ體面ヲ保ツ上ニ偉大ナル效力ノアルモノト信ズルノデアリマス、私ハ慎シテ議長ノ報告通リ之ヲ滿場ノ御認メアラントヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 御諮リ致シマス、非常特別稅法中改正法律案外二件委員富田幸次郎君病氣ノタメ辭任ノ申出アリ、許可シテ御差支アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御差支ナケレバ其補缺トシテ木村省吾君ヲ指名致シマス、憲政創設功勞者行賞ニ關スル建議案委員山口熊野君病氣ノタメ辭任ノ申出アリ、許可シテ差支ナキヤ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御差支ガナケレバ其補缺トシテ島田三郎君ヲ指名致シマス、大阪臨港鐵道敷設ニ關スル建議案委員根岸皓太郎君ハ他ノ委員ヲ兼ね多忙ナルガ故ニ、本委員會ノ出席ニ差支ルタメ辭任ノ申出アリ、許可シテ差支ナキヤ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御差支ガナケレバ其補缺トシテ澤田佐助君ヲ指名致シマス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是デ散會致シマス

午後三時二十五分散會

衆議院議事速記録第十二號正誤

頁	段	行	誤	正
二一〇	上	三六	利益	利害
同	下	二	將ニ告ン	將ニ竣功ヲ告ン
同	二五	淺泄	淺泄	淺泄
同	三〇	機關	汽罐	汽罐

同第十一號正誤

頁	段	行	誤	正
一九三	下	一八	發狂	病氣
一九三	下	一九	病氣デハ	病氣デハナイ、病氣ト云フナラサ
一九三	下	一九	ナイ議院	ウ云フ者コソ病氣ナノダ私ハ